

小学校施設整備指針

【改訂案】

- 「学校施設整備指針の改訂の方向性(案)」(資料4-4)を踏まえ、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方に関する記述を充実。
⇒該当箇所を_____で示す。
- 「これからの高等学校施設の在り方について」(令和3年5月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議報告)を受け改訂された「高等学校施設整備指針」(令和3年5月)について、他の学校種の施設整備指針に反映した方がよい記述を加筆・修正。
⇒該当箇所を_____で示す。
- 今後、「特別支援教育の在り方を踏ました学校施設部会」における検討も踏まえ、学校施設整備指針の改訂を行う。

令和 4 年 ● 月

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

平成 4年 3月31日作成
平成13年 3月30日改訂
平成15年 8月27日改訂
平成19年 7月24日改訂
平成21年 3月31日改訂
平成22年 3月30日改訂
平成26年 7月25日改訂
平成28年 3月25日改訂
平成31年 3月22日改訂
令和 4年○月○日改訂

はじめに

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

「小学校施設整備指針」については、平成4年に作成し、その後、小学校施設を取り巻く状況の変化等を踏まえ、以下のとおり数次にわたる改訂を行ってきた。

- | | |
|---------|---|
| 平成13年3月 | 少子高齢社会への移行や情報通信技術による変革などの社会状況の変化や、学習指導要領の改訂に対応 |
| 平成15年8月 | 学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する記述を追加 |
| 平成19年7月 | 特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実 |
| 平成21年3月 | 学校施設の事故防止対策に関する記述を充実 |
| 平成22年3月 | 外国語活動における多様な学習活動に対応した空間の確保や、理数教育環境の充実、環境面からの持続可能性への配慮など学習指導要領の改訂や社会状況の変化に対応 |
| 平成26年7月 | 東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実 |
| 平成28年3月 | 小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計上の留意事項を追加するとともに、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実 |
| 平成31年3月 | <u>学習指導要領の改訂に対応、ICT活用、インクルーシブ教育システムの構築、教職員の働く場としての機能向上、地域連携・協働の促進等に関する記述を充実</u> |

今般の改訂（令和4年○月）では、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方を推進する観点から記述の充実を行った。

既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「小学校施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、児童の成長を支える場にふさわしい環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。

【本指針を活用するに当たっての留意事項】

○整備指針の位置付け

本指針は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

地方公共団体等の学校設置者は、学校施設の計画及び設計に当たり、安全上、保健衛生上、指導上その他の学校教育の場として適切な環境を確保するため、関係法令等の規定に基づくことはもとより、本指針の関係留意事項に十分配慮するとともに、本指針を、設計者等、学校施設の計画・設計に携わる者に示し具体化を図るなど、その実現に努めること。

○整備指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

○整備指針の表現

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

○学校施設バリアフリー化推進指針との関係性

「学校施設バリアフリー化推進指針」は、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や、学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示したものである。

同指針は、令和2年5月に改正された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等を踏まえ、わかりやすく円滑に建物に至ることができる配置計画や、わかりやすく快適に動きやすい平面計画、使いやすく安全で快適な各室計画における留意事項を詳細に整理したものである。

このため、学校施設を計画・設計する際には、学校施設整備指針と併せ、学校施設バリアフリー化推進指針の記載についても参照すること。

小学校施設整備指針

目次

第1章 総 則	1
第1節 学校施設整備の基本的方針	1
第2節 学校施設整備の課題への対応	2
第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備	2
第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備	5
第3 地域と連携した施設整備	8
第3節 学校施設整備の基本的留意事項	10
第2章 施設計画	14
第1節 校地計画	14
第1 校地環境	14
第2 周辺環境	14
第3 通学環境	15
第2節 配置計画	15
第1 全体配置	15
第2 校舎・屋内運動施設	16
第3 屋外運動施設	17
第4 その他の施設	18
第3章 平面計画	20
第1 基本的事項	20
第2 学習関係諸室	21
第3 屋内運動施設	26
第4 生活・交流空間	27
第5 共通空間	28
第6 地域との連携・学校開放のための空間	30
第7 体育施設開放促進のためのスペース	30
第8 児童生徒地域交流施設	30
第9 講堂	30
第10 管理関係室	31
第4章 各室計画	33
第1 基本的事項	33
第2 学習関係諸室	34
第3 屋内運動施設等	43
第4 生活・交流空間	45
第5 共通空間	45
第6 地域との連携・学校開放のための空間	47

第 7 第 7 章 体育施設開放促進のためのスペース	48
第 8 第 8 章 児童生徒地域交流施設	49
第 9 第 9 章 講堂	49
第 10 第 10 章 管理関係室	50
 第 5 章 詳細設計	54
第 1 第 1 章 基本的事項	54
第 2 第 2 章 内部仕上げ	55
第 3 第 3 章 開口部	57
第 4 第 4 章 外部仕上げ	59
第 5 第 5 章 学校用家具	60
第 6 第 6 章 その他	61
 第 6 章 屋外計画	63
第 1 第 1 章 基本的事項	63
第 2 第 2 章 屋外運動施設	64
第 3 第 3 章 屋外教育環境施設	66
第 4 第 4 章 緑地	67
第 5 第 5 章 その他の屋外施設	68
 第 7 章 構造設計	71
第 1 第 1 章 基本的事項	71
第 2 第 2 章 上部構造	71
第 3 第 3 章 基礎	73
第 4 第 4 章 既存施設の耐震化推進	74
第 5 第 5 章 その他	74
 第 8 章 設備設計	76
第 1 第 1 章 基本的事項	76
第 2 第 2 章 照明設備	77
第 3 第 3 章 電力設備	79
第 4 第 4 章 情報通信設備	79
第 5 第 5 章 給排水設備	81
第 6 第 6 章 空気調和設備	82
第 7 第 7 章 防災設備	83
第 8 第 8 章 その他の設備	84
 第 9 章 防犯計画	85
第 1 第 1 章 基本的事項	85
第 2 第 2 章 敷地境界及び敷地内部の防犯対策	85
第 3 第 3 章 建物の防犯対策	87
第 4 第 4 章 防犯監視システムの導入	88
第 5 第 5 章 通報システムの導入	89
第 6 第 6 章 その他	89

第1章 総 則

第1節 学校施設整備の基本的方針

1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弹力的な施設環境の整備

教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態やICT^{*}を日常的に活用できる高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に、今後の学校教育の進展や情報技術の進展等に長期にわたり対応することができる柔軟な計画とすることが重要である。

学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、児童の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある施設を計画することが重要である。

※ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術)

2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

児童等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、児童の多様化に対応するとともに、児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や児童福祉施設、老人福祉施設等との連携や、災害時における地域の避難所^{**}又は緊急避難場所^{**}（以下「避難所等」という。）としての役割を果たすこと、さらにまちづくりとの関係に配慮しつつ、景観や町並みの形成に貢献できる施設として計画することが重要である。

※避難所：災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7関係）。

※緊急避難場所：災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法第49条の4関係）。

第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

1 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする施設として計画することが重要である。その際、児童の主体的な活動を支援する工夫や児童の持つ豊かな創造性を発揮できる空間として計画することも重要である。
- (2) 一斉指導による学習以外に、チームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等の活動及び児童の学習の成果の発表などに対応するための多目的な空間を計画することが重要である。
- (3) 快適に学習・生活ができるよう、場に応じた材料、色彩計画、適切な室内環境や吸音・遮音性等を備えた施設環境を確保することが重要である。
- (4) 多様な学習内容・学習形態に対応するとともに、豊かな生活の場とするため、充実した家具を施設計画と一体的に計画することが重要である。

2 ICT環境の充実

- (1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、情報活用能力（情報技術を手段として活用する力を含む）の育成や、校務の情報化に資するため、無線LANの整備など、ICTを日常的に活用できる環境の整備や情報端末、大型提示装置、遠隔会議システム、統合型校務支援システム等の機器の導入を積極的に計画することが重要である。
- (2) 情報を効果的に活用したり、生み出したりするためには、様々な情報を管理できるセンター機能のために必要な空間を計画することが重要である。

3 理科教育の充実のための施設

- (1) 多様な教材、教具等を使用した授業など多様な教育方法に対応するため、理科教室と図書室、視聴覚教室等との連携に配慮して計画することが重要である。
- (2) 特に観察、実験等の重要性を踏まえ、様々な実験器具、情報機器等を教員及び児童が活用できるよう施設環境を計画することが重要である。
- (3) 複数の教員等の指導による学習や高度かつ専門的な学習、自然体験活動など多様な学習形態への対応も考慮した計画とすることが望ましい。
- (4) 自然体験活動を支える空間として、動植物の飼育、栽培のための施設環境を計画することが重要である。

4 國際理解の推進のための施設

- (1) 外国語の指導、外国人児童の受入れと日本語指導等、日本の伝統文化や異文化理解等の学習活動への対応を考慮した施設の計画とすることが重要である。
- (2) 國際文化の理解、交流のために、和室など日本の伝統的な空間を計画するこ

とも有効である。

5 総合的な学習の推進のための施設

- (1) 多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応するため、普通教室、特別教室等の関係や一斉指導による学習のための空間とグループ学習・個別学習のための空間との関係、児童の動線、学習空間の吸音・遮音性等を考慮し、計画を行うことが重要である。
- (2) 体験的な学習に対応するため、地域社会や自然環境等との連携に配慮して施設環境を計画することが重要である。

6 特別支援教育の推進のための施設

- (1) 教育上特別の支援を必要とする児童に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人一人の児童の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である。その際、スロープや手すり、便所等のバリアフリー対応はもとより、発達障害※を含めた障害のある児童の障害の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を計画することが重要である。また、医療的ケアが日常的に必要な児童への対応も考慮した計画とすることが重要である。

※発達障害：「LD や ADHD、高機能自閉症等」を含め、「発達障害者支援法」の定義に基づく「発達障害」を意味する。なお、LDは学習障害（Learning Disabilities）、ADHDは注意欠陥多動性障害（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）を意味する。

- (2) インクルーシブ教育システムの構築に資するため、障害のある児童と障害のない児童とが、各々の児童の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる施設となるよう計画することが重要である。

7 義務教育学校等における施設

- (1) 義務教育学校等（義務教育学校、併設型小学校・中学校、連携型小学校・中学校）においては、地域の実情や学校施設の実態等を踏まえ、9年間一貫性のある教育活動を含めた学校運営ができる施設環境を確保すると同時に、地域ぐるみで子供たちの学びを支える場としての施設環境を確保することが重要である。
- (2) 施設形態（施設一体型※、施設隣接型※、施設分離型※）の設定においては、事前に形態ごとの特性や期待できる教育的効果を把握し、9年間一貫した教育活動を含む学校運営の実施に適した施設環境を確保できる形態とすることが重要である。

※施設一体型：小中一貫教育を実施する学校において、校舎の全部が一体的に設置されているもの（複数の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む）。

※施設隣接型：小中一貫教育を実施する学校において、同一の敷地又は隣接する敷地

に、複数の校舎が隣接して設置されているもの。

※施設分離型：小中一貫教育を実施する学校において、隣接していない異なる敷地に、複数の校舎が分離して設置されているもの。

(3) 施設一体型の義務教育学校等を計画する場合には、以下の点に留意することが重要である。

- ① 教育課程などに応じて、9年間を見通した教育活動ができる施設環境を計画することが重要である。
- ② 学年段階の区切り※の狙いなどを十分に理解し、区切りに対応した校舎のゾーニングや教室環境の計画、児童生徒が自らの成長を実感できる工夫を行うことも重要である。

※学年段階の区切り：カリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための便宜的な区切りを設定すること。

③ 学年や学年段階の区切りを越えて年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線を意図的に計画することが重要である。

④ 特別教室、屋内・屋外運動施設等については、教育上、安全上支障が生じない範囲で、教科指導の連携や異学年交流の充実等が進むよう、義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間で共同利用できる計画とすることが重要である。その際、授業開始時間を揃えるなどの時間割の工夫、施設の使用調整、チャイムの設定方法等の運営面と合わせて検討することが重要である。

⑤ 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画することが重要である。

⑥ 児童生徒が9年間同一施設を利用するため、児童生徒の発達段階、利用内容に応じ、安全性を備えた施設環境を確保することが重要である。

(4) 施設隣接型・分離型の義務教育学校等を計画する場合には、以下の点に留意することが重要である。

- ① 教育課程や施設間の連携内容等に応じて、9年間を見通した教育活動ができる施設環境を計画することが重要である。
- ② 施設間の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画することが重要である。
- ③ 施設間の連携内容を踏まえ、来校する児童生徒と在籍する児童生徒の発達段階、利用内容に応じ、安全性を備えた施設環境を確保することが重要である。

(5) 既存学校施設を活用する場合においては、施設上の課題を把握し、必要に応じて安全・安心な施設環境を確保するとともに、小中一貫教育に取り組む狙いや教育課程、学校マネジメント体制等を踏まえ、施設環境の充実を図っていくことが重要である。その際、既存の小・中学校いずれを活用するかによって、

プールの水深や家具の寸法の違い、児童の放課後の居場所確保など課題が異なることに留意することが重要である。

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

(1) 学校施設全体が学びの場であるとともに、児童がゆっくり過ごしたり落ち着いたりすることができる居場所となるよう、また、空間への愛着を育むことができるよう、温かみのある生活空間を創意工夫により計画することが重要である。

(2) 児童等の学習のための場であるのみならず、児童や教職員の生活の場として、ゆとりと潤いのある計画とすることが重要である。

(3) 児童等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。

2 健康に配慮した施設

(1) 児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に十分配慮しつつ、各種設備機器等も組み合わせて、良好な環境を確保できる計画とすることが重要である。

(2) 児童の心と体の健康を支えるため、感染症対策の観点からも、保健衛生に配慮した施設計画とすることが重要である。

(3) 児童の体力向上に資するよう、運動のための空間を利用のしやすさに配慮し、計画することが望ましい。

(4) 建材、家具等は、快適性を高め、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用することが重要である。

(5) 新築、改築、改修等を行った場合は、養生・乾燥期間を十分に確保し、室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準値以下であることを確認させた上で建物等の引渡しを受け、供用を開始することが重要である。

3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保

(1) 地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し、その激甚化も踏まえ、十分な安全性を確保できる計画とすることが重要である。

(2) 地震発生時において、児童等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備、囲障等の工作物の損傷を最小限にとどめることなど、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。

(3) 学校施設が、津波等※による被害が予想される地域に立地している場合においては、児童等が津波等から緊急避難場所へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路※の確保又は校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。

これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化※を検討し、実施することが重要である。

※津波等：津波、洪水、高潮等及びこれらに起因する火災。

※避難経路：ある場所から避難目標地点まで最短時間で、かつ安全に到達できる道筋。一方、避難路とは、避難経路となる道路、通路、避難階段そのものをいう。

※津波等対策における高層化：校舎等建物の屋上や上層階を児童等の緊急避難場所とするために、屋内運動場との重層化や他の公共施設との複合化等により、本来、教育機能として必要な階数以上の階を有する建物を整備することをいう。

(4) 学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、児童等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該場所が想定される津波等の水位以上の高さとすること、当該場所までの有効な避難経路を確保すること及び当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであることが重要である。

(5) 学校施設は、災害時には地域の避難所※としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局※との間で、運営方法を含めたお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用も踏まえ計画することが重要である。その際、教育活動の早期再開が可能となるよう計画することが重要である。

※防災担当部局：避難所の指定は市町村長が行うこととなっていることから、原則として、学校の所在する市町村の防災担当部局をいう。

(6) 学校施設の防災対策は、運営体制や訓練、防災教育等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。

(7) 施設自体が防災教育の教材として活用されるよう、各階に標高表示を設置する等、日頃から児童等に津波等災害の危険性の意識づけを考慮して計画することが重要である。

4 安全・防犯への対応

(1) 児童の安全確保を図るため、学校内にある全ての施設・設備について、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。

その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。

(2) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより、児童が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。

また、可動部材、特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。

- (3) 児童の多様な行動に対して、万が一事故が発生しても、その被害が最小限となるよう、配慮した計画とすることが重要である。
- (4) 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システム等を各学校へ導入することが重要である。
- (5) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することや、特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。
- (6) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい施設づくりを推進することが重要である。
- (7) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても、図面や現場等において点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維持していく面からも重要である。
- (8) 学校施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制、安全教育等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

5 施設のバリアフリー対応

- (1) 障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の計画に配慮することが重要である。
- (2) 学校の教育活動への地域の人材の受け入れなど様々な人々が学校教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害時には地域の避難所としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。
- (3) 既存学校施設のバリアフリー化についても、障害のある児童や教職員の状況、地域の避難所としての役割等を踏まえ、所管する学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的に進めていくことが重要である。
- (4) 学校施設のバリアフリー化に当たっては、施設の運営・管理、人的支援等のサポート体制との連携等を考慮して計画することが重要である。

6 環境との共生

- (1) 脱炭素社会の実現に向けて、施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。
- (2) 施設自体が環境教育の教材として活用されるよう、また自然と触れ合う機会が増えるよう計画することが重要である。
- (3) 学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を

図ることが重要である。

- (4) 太陽光や太陽熱、風力、地中熱利用設備、バイオマス※など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減し脱炭素社会の実現に貢献するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも重要である。

※バイオマス：動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く）。

- (5) 断熱化や日射遮蔽、設備機器の高効率化、再生可能エネルギーの導入等は、災害時に避難所となる場合においても良好な温熱環境を確保する観点から有効である。

- (6) 省エネルギーやごみのリサイクルの推進等、日常的に環境問題に対して主体的な取組が促されるよう配慮して計画することが望ましい。

- (7) 新築の際は、屋根や外壁の高断熱化、高効率照明や高効率空調機等の高効率設備の導入等により、ZEB※基準の水準の省エネルギー性能の確保※を目指すとともに、再生可能エネルギーを積極的に導入することが重要である。既存施設の改修時においても、これらに準じた施設づくりを計画することが望ましい。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万m²以上のものを④ZEB-orientedと定義している。

※再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%（小規模建築物については20%）削減。

7 カウンセリングの充実のための施設

保健室、教育相談室（心の教室）、不登校児童の支援のための別室、保護者等のための相談スペース等については、カウンセリングの機能を総合的に計画することが重要である。

第3 地域と連携した施設整備

1 学校・家庭・地域の連携・協働

- (1) 学校施設は、学校・家庭・地域の連携・協働に基づく生涯学習の基盤として、関係者の参画を得つつ計画することが重要である。
- (2) 保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組（コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等）など、学校と地域の連携・協働のための諸室については、施設を計画する段階から検討しておくことが重要である。

- (3) 他の文教施設等と適切な役割分担を図りつつ、これらの施設との相互利用、共同利用等を進めるなど、有機的に連携できる計画とすることが望ましい。また、他の文教施設等との情報ネットワークを構築することも有効である。
- (4) 他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能を分担することも有効である。
- (5) 地域に開かれた学校づくりの観点から、学校としての取組や学習活動の成果等について、保護者や地域住民など外部へ情報発信できるよう計画することが重要である。
- (6) 放課後子供教室や放課後児童クラブなど、放課後の児童の居場所について、近隣の文教施設等とも有機的に連携しつつ、児童が放課後に活動する場としてふさわしいスペースを確保することが重要である。

2 学校開放のための施設環境

- (1) 児童や地域住民が有効に活用できる施設となるよう、校舎や屋内運動場、屋外運動場等を計画することが重要である。また、学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、地域住民の積極的な利用の促進を図るため、地域住民と共同利用ができる施設として計画することも重要である。
- (2) ユニバーサルデザイン※を採用するなど、様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、学校開放の運営と維持管理が容易な施設として計画することが重要である。

※ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方であり、一人一人がその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会の構築に向け、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」デザインする考え方。

3 複合化への対応

- (1) 公共施設等（社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等）の他施設との複合化について計画する場合は、児童の学習と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。また、児童と幼児や高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。
- (2) 地域の避難所等としての機能を計画する場合は、児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化にも配慮することが重要である。
- (3) 合築の検討を行う場合、学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設についても慎重に対処することが重要である。
- (4) より効果的・効率的な施設整備の手法として、PFI や包括的民間委託などの官民連携による整備手法等を検討することも有効である。

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 未来思考の視点の必要性

- (1) 学校施設整備に際して、児童がともに集い、学び、生活する実空間として、また、他者と協働し、直面する未知の課題に対して学び合い、応え合う共創空間として、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有しつつ、未来思考をもって実空間を捉え直すことが重要である。
- (2) ICT の活用などにより、学びのスタイルが多様に変容していくこと等を踏まえ、学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直すことが重要である。
- (3) 教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していくことが重要である。
- (4) 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく可変性が重要である。

2 総合的・長期的な視点の必要性

- (1) 学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画（長寿命化計画等）を策定することが重要である。
- (2) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減の他、公共施設等との複合化・共用化、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した施設計画を策定することが重要である。
- (3) 人口の自然増減や社会増減を検討して当該地域における児童数の将来動向を適確に推計し、学級編制の標準に関する将来の動向も考慮しつつ、計画を進めることが重要である。
- (4) 計画の策定に際して、地方公共団体においては、教育部局だけでなく、財政やまちづくり、公共施設、環境、防災、林政等を担当する首長部局との横断的な検討・管理体制を構築することが重要であり、検討結果を中・長期的な学校施設整備方針・計画（長寿命化計画等）に適時に反映することが重要である。
- (5) 増築、改築、改修等の場合においても、中・長期的な学校施設整備方針・計画、新たな課題への対応を踏まえ、計画的に実施することが重要である。
- (6) 施設部分等により整備時期等が異なる場合においても、相互に十分に調整し、総合的に計画することが重要である。

3 施設機能の設定

(1) 児童数の現状等により決定される学校規模や多様な学習形態による活動規模を考慮しつつ、各施設の面積規模に応じ、室構成、室数等を決定することが重要である。その際、障害のある児童の在籍状況又は他校からの通級による指導※の実施状況を考慮しつつ、室構成、室数等を決定するとともに、障害の状態や特性等に応じ必要となる環境条件等を適切に把握して、必要とする施設機能を設定することが重要である。

※通級による指導：小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う指導形態。一部通級による指導の担当教員が特別の場に出向く場合や児童生徒が特別支援学校等に出向く形態等もある。

- (2) 学習指導の内容及び方法について、指導計画の分析等により現状を詳細に把握し、また、将来にわたるそれらの展開等も検討し、必要とする施設機能を弹力的に設定することが重要である。その際、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に資する施設となるよう計画することが重要である。
- (3) ICTの整備状況等も踏まえ、教育機器、教材等の種類、校内配置形態、利活用の方法等を検討し、必要とする施設機能を弹力的に設定することが重要である。
- (4) 児童の人体寸法や動作領域に適合した家具の導入を考慮し、施設機能を設定することが重要である。また、学校開放などの際に使用する大人用の家具の導入についても計画することが望ましい。
- (5) 児童の校内生活について、当該地域の気候風土や気候の季節的な変化への対応を考慮しつつ、生活行動及び生活領域を学年段階等に応じて具体的に検討し、必要とする施設機能を設定することが重要である。
- (6) 会議等の回数及び規模、教務事務の内容について検討し、必要とする施設機能を設定することが重要である。
- (7) 学校事務の内容、執務方式、使用する事務機器の種類、台数、配置及び利用の方法等を教育委員会事務局との役割分担等にも留意しつつ検討し、必要とする施設機能を設定することが重要である。
- (8) 学校開放への要請の内容等を十分に分析し、学校教育への影響に配慮しつつ、学校開放の対象とする施設部分、時間帯等を決定し、柔軟に対応できるよう施設機能を設定することが重要である。

4 計画的な整備の実施

- (1) 企画、基本設計、実施設計及び施工の各段階について十分な期間を確保した年次計画等を策定し、計画的に整備を進めることが重要である。特に、企画から基本設計へ至る段階については、十分な計画期間を確保することが望ましい。
- (2) 企画から施工に至る整備の各段階において、相互の内容的な連続性、整合性等を十分に確保することが重要である。
- (3) 各室計画と家具等の導入計画との一体性に留意しつつ、総合的に整備を進め

ることが重要である。

- (4) 完成後も、施設の状態、教育内容・教育方法への適応状況等に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。
- (5) 教育内容の段階的な変更等に伴って施設の整備を段階的に行う場合は、最終的な施設環境を想定した上で、それぞれの段階での学校運営に即した施設面での対応を検討し、計画を策定することが重要である。

5 長期間有効に使うための施設整備の実施

- (1) 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持し、事故を防止するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。従来のような、施設に不具合があった際に保全を行う「事後保全」型の管理から、計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換していくことが重要である。
- (2) 教育内容・教育方法等の変化や社会的変化に対応し、学校施設を長く有効に活用していくためには、ニーズに応じた改修整備をしやすい施設となるよう計画することが重要である。その際、建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の学習内容・学習形態の変化に応じて変更可能とすることや、設備の交換・補修を容易にすること等、長期間建物を有効に使える計画とすることが重要である。
- (3) 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、教職員・児童・保護者・地域住民等からの要望を踏まえて、適切な学習・生活空間を計画することが望ましい。
- (4) 施設の安全性を確保しつつ、教育内容・教育方法等の変化に対応した豊かな施設環境を整備するとともに、工事費を抑制し、排出する廃棄物も少なくする観点から、長寿命化改修※を積極的に取り入れていくことが重要である。この際、長寿命化改修が、単に当初の建築時の状態に復旧するのではなく、時代に即応した教育環境に向上させていくものであることに十分留意することが重要である。

※長寿命化改修：物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。

- (5) 長寿命化改修に際しては、学校全体を学びの場として捉えた上で、既存の面積資源を有効活用し、明確な目標のもとに再配分していくことが重要である。また、構造体の耐久性や設備の健全性、避難動線、教室等の配置計画等、施設の状態や諸条件等について現状を分析し、取り得る手段を総合的に判断することが重要である。

6 関係者の参画と理解・合意の形成

- (1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色・魅力ある教育内容・教育方法等を反映したものとなるとともに、関係機関や地域と連携・協働した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域・関係機関等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが

重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることが重要である。

- (2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後も継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に発揮され、利用実態を踏まえた安全性を確保する上でも重要である。
- (3) 開放施設の利用内容・方法、管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・じんあい等の影響、災害時の対応などについて、事前から地域住民等と十分協議することが重要である。特に、避難所となる場合は、避難所開設時における学校施設の利用方法や運営方法、教育活動の早期再開に向けた対応について、地域住民や防災担当部局と十分協議しておくことが重要である。
- (4) 豊かで魅力的な学校設計にするために最も重要なのは、設計者の能力や経験などの資質である。そのため、学校設置者が示す新しい学校施設の在り方についての理解度や、計画的な工夫、アイディア、デザイン等の技術提案を受け、総合的に設計者を評価し選定することが重要であり、新築や大規模改修など技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務においては、積極的にプロポーザル方式等の導入を検討することが望ましい。

7 地域の諸施設との有機的な連携

- (1) 当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画、文教施設整備計画との整合を図りつつ、これらの施設との有機的な連携について計画することが望ましい。
- (2) 学校と地域社会との連携を深め、地域防災力を強化する観点から、施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することも有効である。その際には、児童の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画することが重要である。

8 整備期間中の学習・生活環境の確保

整備期間中においては、適切な事故防止策を講じるとともに、工事に伴う車両等の出入り、騒音、振動、ほこり等の発生により、児童の健康や安全及び学習や生活に支障の生じることのないように十分留意することが重要である。特に、情緒障害、自閉症又はADHD等の障害のある児童がいる場合は、騒音、振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮することが重要である。また、必要に応じ適切な仮校舎を確保することも有効である。

第2章 施設計画

第1節 校地計画

第1 校地環境

1 安全な環境

- (1) 地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。
- (2) 建物、屋外運動施設等を安全に設置できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壤であることが重要である。
- (3) 危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要である。また、敷地を造成する場合は、できるだけ自然の地形を生かし、過大な造成を避けることが望ましい。
- (4) 校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。
- (5) 死角等が生じない、見通しの良い地形であることが望ましい。

2 健康で文化的な環境

- (1) 良好な日照、空気及び水を得ることができ、排水の便が良好であることが重要である。
- (2) 見晴らしや景観等が良好で、近隣に緑地、公園、文化的な施設等があることも有効である。

3 適正な面積及び形状

- (1) 現在必要な学校施設を整備することができる面積であることはもちろん、将来の施設需要に十分対応できる面積であることが望ましい。
- (2) 校舎、屋外運動施設等を適切に配置し、有効に利用できるまとまりのある形状であることが望ましい。

第2 周辺環境

1 安全な環境

- (1) 頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要である。
- (2) 騒音、振動、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。

2 教育上ふさわしい環境

- (1) 社会教育施設や社会体育施設など、共同利用を図ることのできる施設に近接して立地することも有効である。
- (2) 学校間の連携や地域施設とのネットワークを考慮し、立地を計画することも

有効である。

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。
- (4) 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。
- (5) 射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設が立地していないことが重要である。
- (6) その他教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。

第3 通学環境

1 通学区域

- (1) 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができる事が望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

- (1) 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。
- (2) 地域の実状に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。

第2節 配置計画

第1 全体配置

1 校地利用

- (1) 各施設部分の必要とされる機能を十分に分析し、建物部分と屋外部分とが相互に均衡のとれた利用計画の下に各施設部分を配置することが重要である。
- (2) 地盤状況を適確に把握し、災害時や不同沈下等に対する安全を確保することができるよう各施設部分を配置することが重要である。
- (3) 将来の各施設部分の施設機能、施設需要等の変動に応じ、各施設部分の配置を変更することも可能な柔軟な計画とすることが重要である。
- (4) 自然の高低差等の地形や校地内の自然を有効に活用することができるよう各施設部分を適切に配置することが望ましい。
- (5) 児童等が潤いを感じ、また、必要に応じ学習や生活に弾力的に利用することができるよう、教室の前庭や教室と連続したテラス等のゆとりの空間を各施設

廻り等に確保するよう各施設部分を配置することが望ましい。

- (6) 幼稚園との併設の際には、小学校との円滑な接続も考慮しつつ、相互に交流できる計画とすることが重要である。
- (7) 施設一体型の義務教育学校等においては、授業のほか、放課後などに低学年児童が安心して運動や遊びができるように、低学年児童専用の運動場や広場等を計画することが重要である。

2 配置構成

- (1) 各施設部分が機能的な連携を通じそれぞれの機能を十分に発揮することができるよう相互の配置関係に十分配慮して計画することが重要である。
- (2) 各施設部分で行われる活動の雰囲気づくりに配慮して配置することが重要である。
- (3) 各施設部分について、それぞれの必要とされる機能、利用形態等に応じ、適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるよう配置することが重要である。
- (4) 日常の通行においてはもちろん災害時の避難においても、児童等が安全な移動経路を設定することができるよう各施設部分を配置することが重要である。
- (5) 訪問者の利便性に配慮しつつ、児童及び訪問者の動線、学校開放時の利用者の動線、自転車、自動車等の車両の動線を合理的に設定できるよう門や各施設部分を配置することが重要である。
- (6) 施設全体としての意匠、周辺の景観との調和等に配慮し、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として計画することが重要である。
- (7) 防犯及び事故防止の観点から、死角が生じないよう各施設の配置を計画することが重要である。
- (8) 特に低学年の児童が活動する施設については、防犯上の安全性を確保するため、屋外空間や半屋外空間を含めた活動範囲の明確化、敷地境界からの十分な距離の確保、職員室や事務室等の教職員の居場所との位置関係に配慮することが重要である。
- (9) 公共施設等との複合化について計画する場合には、それぞれの施設の活動が支障なく行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用や管理運営が円滑に行われるよう、その敷地条件、施設種類、施設規模、利用形態等に留意して各施設の専用部分及び共同利用部分の配置を計画することが重要である。

第2 校舎・屋内運動施設

1 建物位置

- (1) 建物の敷地は、できる限り盛土部分を避け、異なる地質及び地盤条件をもつ部分にまたがらず、また、土砂の流出するおそれのある部分に近接していないことが望ましい。
- (2) 校舎は、外部騒音の影響を可能な限り避けることができるよう配置することが重要である。
- (3) 屋内運動施設については、学習関係諸室からの動線等を考慮し、児童の円滑

な利用が図られる位置に計画することが重要である。

- (4) 屋外運動施設への日照に支障を生じることのないような相互の位置関係に配慮した配置とすることが重要である。都市化の進展等の中で、やむを得ず高層とする場合であっても、校地内外の施設への日照や電波障害等の影響等について留意の上計画することが重要である。
- (5) 周辺住宅等との間で、日影やプライバシー、音等における相互の影響に配慮した配置とすることが重要である。
- (6) 地域との連携を考慮し、児童と地域との交流や学校開放を実施する際の利用者の動線に留意し、外部から利用しやすいよう交流部分や開放部分の配置を考慮して計画することが望ましい。
- (7) 公共施設等の他施設との複合化について計画する場合には、地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や、住民等との交流の場について考慮し、建物の位置を計画することが重要である。

2 建物構成

- (1) 校舎等は、3階以下の建物として計画することが望ましい。ただし、適切な規模の敷地の確保が困難なため、やむを得ず4、5階建規模の小学校校舎、又は5階建以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。
- (2) 施設一体型の義務教育学校等における校舎のゾーニングに当たっては、前期・後期課程の区分や、学年段階の区切りによる授業時間の違いにより、教育活動に支障が生じないように配慮して計画することが有効である。
- (3) 津波等の対策のために高層化することも有効である。この場合は、他の公共施設と複合化することも有効である。
- (4) 建物相互間において、必要な隣棟間隔を確保することが重要である。
- (5) 校舎、屋内運動施設等の周囲に、緊急時の避難、施設の維持修繕等に必要な一定の空間を確保することが重要である。

第3 屋外運動施設

1 施設位置

- (1) 屋外運動場については、校舎からの動線等を考慮し、児童の円滑な利用が図られる位置に計画することが重要である。
- (2) 屋外運動場については、災害時においても安全性を確保することのできる位置に配置することが重要である。
- (3) 校舎や周辺住宅等への騒音、ほこり等の影響をできるだけ避けることができ、また、住宅等との間で相互のプライバシー等に支障を生じることのない配置とすることが重要である。
- (4) 各施設部分は、学校開放への要請に対応しやすいよう外部から利用しやすい位置に計画することが望ましい。

2 施設構成

- (1) 各施設部分は、相互に近接したまとまりのある配置とすることが重要である。
- (2) 校舎、屋内運動施設等との連絡のよい配置とすることが重要である。
- (3) 観覧のための施設を、必要に応じ計画することも有効である。

第4 その他の施設

1 門

- (1) 児童の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- (3) 利用者が、校舎等の出入口の位置を認識しやすく、かつ、校舎等へ円滑に移動できる位置に配置することが望ましい。
- (4) 津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビルまでの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。

2 屋外教育環境施設

- (1) 整備を予定する屋外教育環境施設の種類、規模等を考慮し、校舎、屋内運動施設、屋外運動施設等と総合的に計画することが重要である。
- (2) 児童等の移動その他屋内での学習活動との関連性を考慮し、利用しやすい位置に計画することが重要である。

3 緑地

- (1) 緑地の効用を考慮し、維持管理に十分留意しつつ、積極的に緑地を導入することが望ましい。
- (2) 建物、屋外運動施設などの規模、配置等との釣合や自然学習環境としての役割に留意し、校地内に均衡よく、それぞれにまとまりをもたせて配置することが重要である。

4 サービス施設

- (1) 訪問者の車、管理上の戸外作業や給食運搬等のためのサービス用車両等の一時駐車のためのサービスエリアを、必要に応じ、適切な位置に配置することが重要である。
- (2) 設備系の諸室を別棟とする場合は、適切な位置に、安全性に十分配慮して配置することが重要である。

5 その他

- (1) 地域の状況により職員や学校開放時の住民等の駐車場、自転車等駐車場を設

ける場合においては、児童等の安全を確保した上で、必要とする面積を適切な位置に配置することが重要である。

- (2) 地域の状況によりスクールバスなどを利用する場合には、スクールバスなどが安全に駐停車、転回できるとともに、児童が安全に乗降できる計画とすることが望ましい。また、児童の待機場所を検討しておくことも望ましい。
- (3) 屋外倉庫、ごみ置き場などの施設及び設備は、利用しやすく、かつ、学習活動等に支障の生じないような位置に配置すること。特に、ごみ置き場等は、校舎、周辺地区に臭気等の悪影響を及ぼさないよう配慮して配置することが重要である。

第3章 平面計画

第1 基本的事項

1 空間構成

- (1) 建物内及び建物内外の各空間相互間において、視覚的、感覚的な拡がりなどによる空間的な連続性や、学習活動の連続性などを確保することが望ましい。
- (2) 校舎廻りの屋外空間を学習・生活空間に積極的かつ効果的に取り入れた構成とすることが望ましい。
- (3) 将来の学級数の変動や学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応することができるよう間仕切り壁の変更や教室等の増改築を考慮した計画とすることが望ましい。
- (4) 教室の間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、児童数の変動や日常的に展開される多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応できる計画をすることが重要である。
- (5) 他校の児童を対象とした通級による指導のための関係室を計画する場合は、来校する他校の児童、保護者等の利便等を考慮して、利用に供する空間の位置、範囲等を考慮して計画することが重要である。
- (6) 学習・生活空間の面積配分及び位置は、防火上必要となる区画の設定に留意して計画することが重要である。
- (7) 学校開放の内容、時間帯、地域住民の利用に供する空間の位置、範囲等を考慮して計画することが重要である。
- (8) 避難所となる場合は、教育活動を早期に再開するために、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画することが重要である。なお、避難所となる場合の施設の利用計画策定に当たっては、冷暖房設備の整備された室などを、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとして計画することが重要である。
- (9) 情報化の進展に対応するため、無線 LAN を整備するなど、校内の各室・空間のどこでも、日常的に ICT の活用が可能となるよう計画することが重要である。その際、情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮して計画することが重要である。
- (10) 公共施設等との複合化について計画する場合には、地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。
- (11) 学校施設を高層化する場合にあっても、普通教室を高層階に設けないよう計画することが重要である。

2 動線等

- (1) 児童の各集団、教職員、学校開放における利用者、外部からの訪問者などが、まとまりのある活動空間を通り抜けることなく、それぞれの必要に応じ円滑に移動することができるよう空間の構成、配置等を計画することが重要である。

- (2) 可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保する等、避難経路の設定に十分留意することが重要である。
- (3) 津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル、校舎等の屋上等までの避難経路を可能な限り短縮するよう計画することも有効である。
- (4) 校舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては、想定される津波等の水位以上の高さにすることが重要である。なお、校舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も、段階的な避難を可能とするため、屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。
- (5) 教材、教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。
- (6) 廊下等の移動のための空間は、その上・下部の空間が各種設備の配管、配線等の有効な設置空間ともなることを考慮して設定することが望ましい。
- (7) 他校の児童を対象とした通級による指導のための関係室を計画する場合には、来校する児童、保護者等が、学校内のまとまりのある活動空間を遮ることなく円滑に移動することができるような動線を設定することが重要である。また、来校する児童、保護者等の動線が、在籍している児童と交錯しないように区分したり、専用の昇降口を設けたりするなど、独立した動線を設定することが望ましい。
- (8) 1階等に開放的な渡り廊下を設ける場合には、不審者の侵入に対する安全性の確保を図ることが重要である。
- (9) 公共施設等の他施設との複合化について計画する場合には、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管理上の機能を考慮して計画することが重要である。
- (10) 学校施設を高層化する場合は、児童の教育活動が制限を受けたり、支障を生じないように計画することが重要である。

第2 学習関係諸室

1 共通事項

- (1) 各学年段階における学習内容・学習形態等に応じ、一斉指導による授業、グループ学習、少人数指導による学習など多様な学習集団に弾力的に対応できる空間を確保することが重要である。
- (2) 総合的な学習や教科等横断的な学習等に対応し、普通教室、多目的教室、特別教室、共通学習空間、教材・教具の作成・収納空間等を機能的な連携に配慮して配置を計画することが望ましい。
- (3) 視聴覚室、コンピュータ室、図書室等、問題解決的な学習等における児童の主体的・積極的な利用を促す諸室については、普通教室、多目的教室等と機能的な連携に配慮して配置を計画することが望ましい。
- (4) 必要に応じ、教室等を再構成し、又は分割して使用することのできる弾力的な空間として計画することが望ましい。

- (5) 教室は、当該地域の気候風土や気候の季節的変化も考慮し、日照、採光、通風等の良好な環境条件を確保することのできる方位及び位置に設定することが重要である。
- (6) 奥行きの深い空間や面積の広い空間は、採光、換気、音響等の環境条件の確保に特に留意して規模、位置等を計画することが重要である。

2 普通教室

- (1) 日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件の確保に十分留意し、位置、方位等を計画することが重要である。
- (2) 同一学年の普通教室は、多目的教室の位置付けに留意しつつ、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。
- (3) 学年ごとの区画は、相互の視覚的な連続性やホール等共用する空間との連続性に留意して計画することが重要である。
- (4) 同一区画にまとめた同一学年の空間が通過動線部分とならないよう計画することが重要である。
- (5) 低学年児童のための普通教室は、生活科のための施設、屋外の作業テラス、固定遊具の遊び場など低学年児童の利用する他の学習・生活空間と空間的・機能的にまとめて計画することが重要である。
- (6) 教室から直接行くことのできるテラス、バルコニー等の空間を計画することも有効である。
- (7) 各学年の学級数が増減した場合においても学年段階の区切りや学年ごとの空間的なまとめを崩すことのないよう容易に教室等を増築し、室種類を転換することなどが可能な計画とすることが望ましい。
- (8) 「特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間」との関連を考慮して計画することが望ましい。
- (9) 障害のある児童が通常の学級に在籍することがあることを踏まえ、必要に応じ、後述の「4 特別支援学級関係室」や「5 通級による指導のための関係室」の内容を準用する。

3 多目的教室

- (1) 他の学習空間との役割分担及び機能的な連携を十分検討し、予定する学習内容・学習形態や、低学年・高学年等の発達段階による学習集団の編成の違いなどに応じ、適切な規模、構成等とするとともに、多様な教育活動に柔軟に対応できる多目的教室を計画することが重要である。
- (2) 学年の普通教室の区画の中に普通教室と連続して多目的教室を計画する場合は、児童の日常の普通教室への出入りの動線に留意し、十分な規模の空間を計画することが望ましい。
- (3) ホール状の多目的教室を設ける場合には、利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保し、学年あるいは全校の普通教室から利用しやすい位置に計画することが重要である。

- (4) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとしての機能をもたせることも有効である。なお、このような空間を教科の特別教室のまとまりの中に計画することも有効である。
- (5) 天井・壁への吸音材の整備や可動間仕切りの整備、家具の配置等により、多目的教室の音響及び多目的教室を介在した隣接教室間の音の伝搬等について配慮するとともに、温熱環境や教職員の視認性等への配慮も含め、総合的に計画することが重要である。

4 特別支援学級関係室

- (1) 特別支援学級※関係室の計画に当たっては、児童の障害の状態や特性等に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用する。

※特別支援学級：障害の比較的軽い児童生徒などのために小学校又は中学校に障害の種別ごとに設置することが可能な少人数の学級。

- (2) 障害の状態に応じた教科指導や、障害の状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保することが重要である。
- (3) 普通教室、多目的教室等の必要な空間を確保するとともに、各空間相互の連携に留意し、まとまりのある区画として計画することが重要である。
- (4) 障害の特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画することが重要である。
- (5) 環境条件が学習・生活面へ及ぼす影響が障害のない児童に比較して大きいことに留意し、十分に良好な環境を確保することのできる位置に計画することが重要である。
- (6) 障害のない児童との交流及び共同学習への対応を考慮し、他の普通教室、多目的教室、生活・交流空間等との関連に留意して計画することが重要である。
- (7) 職員室及び保健室との連絡、便所等との関連に十分留意して位置を計画することが重要である。
- (8) 各障害に対応した教室を計画する場合は、以下の点に留意することが重要である。
- ① 言語障害に対応した教室とする場合、正確な発音を聞いて正しい構音の仕方を学習したり、リラックスして会話を進めたりすることに留意し、十分かつ適切な照度を確保できるように計画することが重要である。
 - ② 自閉症・情緒障害に対応した教室とする場合で、情緒障害への対応が必要な場合は、心理的な不安定さを考慮して、安心してリラックスできる落ち着いた環境を確保することが重要である。
- また、自閉症やLD、ADHD等への対応が必要な場合は、外部からの刺激によるパニック等に十分配慮し、児童が落ち着いて安心して学びやすいよう、可能な限り騒音や雑音、視覚的な刺激を避け得る位置に計画するとともに、落ち着きを取り戻すための空間を確保することも重要である。

(9) 義務教育学校等においては、障害の状態及び特性、対象児童生徒数の変動に応じ、9年間の系統性・連続性のある教育活動や一貫した支援を円滑かつ効果的に行えるよう配置や室構成を検討することが重要である。

5 通級による指導のための関係室

- (1) 通級による指導のための関係室の計画に当たっては、児童の障害の状態や特性等を踏まえ、必要に応じ、特別支援学校施設整備指針又は前述の「4 特別支援学級関係室」の内容を準用する。
- (2) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導や、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保することが重要である。
- (3) 自校又は他校からの通級による指導の実施状況及び利用人数等を踏まえ、適切な数の個別学習室を計画するとともに、小集団による指導が可能な多目的室・プレイルーム、保護者控室・相談室、管理関係室、専用の便所等の関連室・空間をまとまりを持たせて計画することが重要である。
- (4) 通級による指導を受ける児童の障害の特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画することが重要である。
- (5) 環境条件が学習・生活面へ及ぼす影響が障害のない児童に比較して大きいことに留意し、十分に良好な環境を確保することのできる位置に計画することが重要である。
- (6) 各障害に対応した教室を計画する場合は、以下の点に留意することが重要である。
 - ① 言語障害に対応した教室とする場合、正確な発音を聞いて正しい構音の仕方を学習したり、リラックスして会話を進めたりすることに留意し、十分かつ適切な照度を確保できるように計画することが重要である。
 - ② 自閉症やLD, ADHD等に対応した教室とする場合、外部からの刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮し、児童が落ち着いて安心して学びやすいよう、可能な限り騒音や雑音、視覚的な刺激を避け得る位置に計画するとともに、落ち着きを取り戻すための空間を確保することが重要である。
 - ③ 情緒障害に対応した教室とする場合、心理的な不安定さを考慮し、安心してリラックスできる落ち着いた環境を確保することが重要である。
 - ④ 弱視に対応した教室とする場合、静寂さや適切な照度を確保できるよう計画することが重要である。
 - ⑤ 難聴に対応した教室とする場合、補聴器や人工内耳の利用等に配慮し、可能な限り騒音や雑音を避け得る位置に計画することが重要である。また、相手の手や口の形、顔面の筋肉の動きなどにより相手の言葉や表情、指文字や手話等を読み取りながら、学習等が進められることに留意し、十分かつ適切な照度を確保できるように計画することが重要である。なお、必要に応じて聴力検査のための空間を計画することが望ましい。
 - ⑥ 肢体不自由や病弱等に対応した教室とする場合、車いすや補助用具等を使

用しての利用に十分留意して、安全かつ円滑な移動が可能となるよう計画することが重要である。

6 特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間

通常の学級に在籍する情緒障害、自閉症やADHD等の障害のある児童が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間を普通教室等に隣接又は近接して計画することが望ましい。なお、個別学習や小集団による学習のための空間として計画することも有効である。

7 特別教室

- (1) 利用が予定される学年や利用形態に応じ、普通教室等から移動しやすい位置に計画することが重要である。
- (2) 実験・実習等の準備、資料等の作成、教材教具等の保管等の場として、特別教室に隣接する準備室又は特別教室内部の準備コーナーを設けることが重要である。
- (3) 同一教科又は関連性の強い教科の特別教室及びその関連する準備室、附属室等は、相互の連携を図り教科の内容にふさわしい環境を構成するため、まとまりのある区画として計画することが望ましい。
- (4) 教科内容に応じ、屋外施設と連携可能な配置とすることが重要である。
- (5) 学習活動に伴い騒音、振動、臭気等を発生する教室は、他の空間に悪影響を与えないよう留意して配置することが重要である。
- (6) 学校の規模や教育内容・教育方法等に応じて、複数の教科での共用も考慮し、また、使用率の低い室が可能な限り生じないよう、空間の機能を適宜集約し多目的に利用することのできる空間として計画することが望ましい。
- (7) 学校の規模、学習内容・学習形態、関係機関や地域住民の利用等を考慮し、特別教室の種類、配置等の構成を工夫して計画することも有効である。

8 図書室

- (1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的な位置に計画することが重要である。その際、必要に応じ、地域住民の学習活動における利用等に対応できるよう配慮することが望ましい。
- (2) デジタル化の中で、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・情報センターとして計画することが望ましい。
- (3) 自習スペースやグループ学習で利用できる室・空間を計画することも有効である。
- (4) 学習・研究成果の展示のできる空間を計画することも有効である。

9 その他の共通学習空間

第3章 平面計画

- (1) 利用内容に応じ必要な規模を確保するとともに、学年ごとの利用状況も考慮しつつ、普通教室等から利用しやすい位置に配置することが重要である。
- (2) 相互に隣接させ又は近接させて配置し、各種の設備、教材、教具等を適宜集約配備し、多目的に利用できる学習・情報センターを計画することも有効である。
- (3) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディア等を共通学習空間に分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に留意して計画することが重要である。
- (4) 学習・研究成果の発表やその展示のできる空間を計画することも有効である。

1.0 教材・教具の作成・収納空間

- (1) 各特別教室の準備室との役割分担に留意しつつ、教材・教具の種類、数量等に応じ必要な規模を確保し、これらの教材・教具を利用する室・空間との連絡のよい位置に計画することが重要である。
- (2) 児童の自主的な利用も考慮しつつ、教材等の作成の機能を備えた教材・教具の作成・収納空間を、図書室、視聴覚教室、多目的教室等と連携した空間として計画することも有効である。
- (3) 教材などの複写、印刷等を行う専用のスペースを、学習関係諸室のまとまりの中にコーナーとして配置することも有効である。

1.1 その他の学習関係諸室

- (1) 児童会や委員会活動等のための特別活動室は、他の室・空間との役割分担を明確にしつつ、多様な活動に応じ必要となる規模の空間を、活動に適した位置に計画することが重要である。
- (2) 放送室は、教職員だけでなく児童の利用にも便利な位置に計画することが望ましい。
- (3) 放送室は、運動場等を見渡し、また、教材作成の機能を備えた教材・教具の作成・収納空間や視聴覚教室と連携することができるよう計画することも有効である。
- (4) 外国語指導助手（ALT）や地域との関わりを持った多様な活動に対応するための非常勤講師や学校支援ボランティア等の控室についても計画することが望ましい。

第3 屋内運動施設

1 共通事項

- (1) 教科体育、体育的行事、クラブ活動及び学校開放等における各種の運動に必要な規模等を確保するとともに、必要に応じ、避難所等としての利用に配慮した計画とすることが重要である。
- (2) 校舎との連絡のよい位置に計画することが重要である。
- (3) 出入口及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設は、学校教育活動において

ではもちろん学校開放時にも利用しやすいような規模、位置等を計画することが重要である。

2 屋内運動場

- (1) 雨天時の利用を考慮しつつ、同時使用学級数に留意し、教科体育、クラブ活動等の内容などに応じ、必要な規模を計画することが重要である。また、同時使用時においても、相互の学習の効果を減じないよう吸音性等も考慮した計画とすることが有効である。
- (2) 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間で屋内運動場を共同利用する場合には、体力や体格の異なる児童生徒が同時に安心して利用できるように体育器具や防球ネット等を設置することが有効である。
- (3) 通風、換気及び採光を十分確保するとともに、室温に配慮して計画することが重要である。
- (4) 更衣室、便所、運動器具庫等の附属施設と一体的に計画することが重要である。
- (5) 儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を予定する場合は、必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保することが望ましい。また、必要に応じ各種情報機器の利用にも配慮することが有効である。
- (6) 屋外運動施設と移動しやすく、かつ、相互に見渡すことのできる位置に計画することが望ましい。
- (7) 津波等災害時に、屋内運動場を避難所等として利用するために、上層階に計画することも有効である。その場合には、日常の教育活動に支障を生じない動線計画とするとともに、避難者が円滑に避難できるよう階段の位置等を計画することが重要である。

3 屋内プール

- (1) 学年段階ごとの利用の内容に応じ、必要な規模を確保することが重要である。
- (2) 通風及び換気を十分確保できる位置に計画することが重要である。
- (3) 更衣室、便所、シャワー室等の附属施設と一体的に計画することが重要である。

第4 生活・交流空間

1 共通事項

- (1) 学習関係諸室等との間の移動を行いやすい位置に計画することが重要である。
- (2) ゆとりのある空間を構成できる規模を計画することが望ましい。
- (3) 学校開放を実施する際に、地域住民等の利用者も活用することができるよう開放空間等との位置関係に留意し、利用しやすい位置に計画することが望ましい。

2 ホール、ラウンジ等

- (1) 学習活動及び交流活動の効果的な実施に必要な規模を確保し、利用しやすい

第3章 平面計画

位置に計画することが重要である。

- (2) 短い時間にも児童が気軽に休憩、談話等に利用することのできるようラウンジや小空間等を配置することも有効である。
- (3) 類似した機能を有する屋外空間との連携を考慮して計画することも有効である。

3 食堂、ランチルーム等

- (1) 利用方法等を考慮し、適切な規模のスペースを適切な位置に計画することが重要である。
- (2) 家庭教室の調理に係る実習のための空間と連携させて配置することも有効である。
- (3) 窓等から植栽眺めができるなど良好な環境に計画することが望ましい。
- (4) 多目的かつ多機能な空間として、学習諸室と関連づけて計画することも有効である。

4 調理室、配膳室等

- (1) 食堂、ランチルーム等の食事のための空間に近接させて計画することが重要である。
- (2) 騒音、異臭等により学習活動等に支障を及ぼすことなく、また、外部から車等の進入しやすい位置とすることが重要である。
- (3) 食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行い易い施設として計画することが重要である。
- (4) 調理室又は給食センター等から各階・各教室へ配膳する間の保管場所については、異物混入等を防ぐため、施錠等も含め計画することが重要である。

第5 共通空間

1 昇降口

- (1) 始業時、終業時等における利用人数に応じ、十分な規模の昇降口を計画することが重要である。なお、学校規模等に応じ、昇降口を分散して計画することも有効である。また、学校開放用の昇降口については、学校開放を行う諸室との関連性を考慮した位置に、利用人数に応じた規模を計画することが重要である。
- (2) 校舎内の普通教室との連絡がよく、上履きと下履きの動線が交差することなく、かつ、校舎等の周囲を迂回せず屋外運動場へ出やすい位置に計画することが重要である。
- (3) 風、積雪等地域の気候的特性に留意し、位置及び出入りの向きを計画することが重要である。
- (4) 昇降口の前面に降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮した空間を確保することが重要である。
- (5) 他校などから来校する児童や保護者等のための昇降口を設置する場合は、来校する児童や保護者等が立ち寄りやすい位置で、合同授業や合同行事、通級に

よる指導のための学習室等の関係諸室との関連性も考慮した位置に、利用人数に応じた規模を計画することが重要である。

- (6) 情報伝達や展示・掲示の場として利用できるようなホール等の空間と一体的に計画することも有効である。

2 便所

- (1) 児童の分布の状況及び動線を考慮し、児童が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。
- (2) 洋式便器かつ乾式※を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要であり、このことは衛生環境改善の観点からも重要である。また、障害のある児童、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた便所を計画することが重要である。

※乾式：床を乾いた状態で使用する方式。

- (3) 低学年のための普通教室、特別支援学級、保健室等に近接した位置にもそれぞれ計画することが望ましい。
- (4) 教職員用や外来者用の便所は、児童用とは別に、適切な位置に計画することが重要である。また、学校給食従事員の便所は、専用のものを計画することが重要である。

3 廊下、階段等

- (1) 安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画することが重要である。
- (2) 児童の交流の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮し、規模、空間構成等を計画することも有効である。
- (3) エレベーターを設ける場合は、必要な規模のエレベーターホール等の空間を、適切な位置に計画することが重要である。その際、階段との位置関係に留意することが重要である。

4 その他

- (1) 児童の生活用諸施設・設備のための空間は、校内の必要な場所にまとまりのあるコーナーとして計画することが重要である。
- (2) 足洗い場は、主要な出入口に近接した位置に計画することが望ましい。
- (3) 児童更衣室は、児童に利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。
- (4) 施設隣接型・分離型の義務教育学校等においては、施設間の合同授業、合同行事等を行うため、来校する児童や教職員が円滑に移動することができるよう動線の設定や授業などの前後の待機場所についてあらかじめ検討しておくことが重要である。

第6 地域と学校の連携・協働のためのスペース

1 共通事項

- (1) 学校運営協議会、地域学校協働活動やPTA活動の拠点となる場など地域に開かれたコミュニティースペースの場として計画することが重要である。
- (2) 地域学校協働活動などの拠点の場として、地域住民が出入りしやすい位置に計画することが重要である。
- (3) 地域学校協働活動などにおける利用を考慮し、ボランティア等の控室を計画することが望ましい。
- (4) 学校教育等に支障を生ずることのないように位置等を計画することが重要である。

第7 体育施設開放促進のためのスペース

1 共通事項

- (1) 総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場合を考慮し、外部からの出入りに便利で分かりやすく、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画することが重要である。
- (2) 地域住民への開放時の管理体制を明確に設定し、学校教育における利用、校舎又は屋内運動施設との役割分担等も考慮しつつ、開放状況等に応じ、室種類を適切に設定し、必要な規模を確保することが望ましい。
- (3) 屋内外の運動施設等からの連絡に留意しつつ、総合的に利用することのできる独立した施設として計画することも有効である。
- (4) 地域の避難所となる場合には、防災担当部局と連携して、必要に応じ、備蓄倉庫を併設することが重要である。
- (5) 更衣室、便所、シャワー室等の附属施設を学校教育と兼用するよう計画することも有効である。なお、この場合においては、器具庫については開放専用のものを計画することが望ましい。
- (6) 屋外運動施設は、開放時に使用する器具等を円滑に出し入れすることのできる位置に計画することが重要である。

第8 児童生徒地域交流施設

1 共通事項

- (1) 児童相互及び教師と児童間等の交流を促進するとともに、地域住民との学習・文化活動や交流を推進するために必要な諸室について、集団宿泊を行う規模等を考慮し計画することが重要である。
- (2) 外部からの出入りに便利な位置に計画することが重要である。

第9 講堂

1 共通事項

- (1) 儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等の場であるとともに、地域に開かれた学校という観点から、地域住民の芸術・文化活動に利

用される場として、利用目的、利用人数等を考慮し、適切な規模と附属施設を確保することが望ましい。

- (2) 学習空間や他の生活・交流空間との関連、児童等利用者が安全かつ円滑に移動できる動線の確保等に配慮し、位置等を計画することが望ましい。その際、地域住民の利用を考慮し、外部からの動線に配慮することも有効である。
- (3) 講堂の内部に、美術・工芸の作品を展示できる空間を計画することも有効である。

第10 管理関係室

1 共通事項

- (1) 管理関係室は、学習関係諸室等と行き来しやすい位置に、まとまりのある空間として計画することが重要である。
- (2) 学校規模等に応じ、各室の必要性、利用率等を勘案し、適宜統合して計画することも有効である。
- (3) 学校運営などの将来における変動等に対応できる弾力的な空間として計画することも有効である。

2 教職員諸室

- (1) 校務、教務等の執務内容や各種教材等の保管を考慮し、必要な規模の空間を確保することが重要である。
- (2) 相互に機能的な連携を確保することができるよう適切な位置関係を計画することが重要である。
- (3) 職員室は、屋外運動場やアプローチ部分などの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に計画することが重要である。
- (4) 職員室は、学習関係諸室等に近い位置に計画することが望ましい。
- (5) 施設一体型の義務教育学校等においては、教職員が一体的に利用できる職員室を計画することが重要である。また、施設隣接型・分離型の義務教育学校等においては、施設間の教職員が合同で会議や研修等を行うための空間を計画することが重要である。
- (6) 普通教室若しくは特別教室の区画の中又は多目的教室と隣接した位置に教師コーナー等の空間を分散して配置することも有効である。なお、この場合においては、中央の職員室との機能分担及び相互の連絡に留意して計画することが重要である。
- (7) 事務室は、校長室、職員室、外来者用玄関、受付等との連絡のよい位置に計画することが重要である。なお、校内の各種設備の集中管理等を行う場合には、校内各所への移動に便利な位置に計画することが重要である。
- (8) 会議室は、室数の確保に留意しつつ、必要に応じ空間を分割して利用できるような規模のものを計画することも有効である。また、必要に応じ、児童との面談や外来者の応対、学校開放に対応できる会議室を設けることも有効である。
- (9) 主事室は、業務内容に応じ、校長室、事務室、サービスエリア等との連絡の

よい位置に計画することが重要である。

3 保健室

- (1) 静かで、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境を確保することのできる位置に計画することが重要である。
- (2) 特に屋内外の運動施設との連絡がよく、児童の出入りに便利な位置に計画することが重要である。
- (3) 救急車、レントゲン車などが容易に近接できる位置に計画することが重要である。
- (4) 職員室との連絡及び便所等との関連に十分留意して位置を計画することが望ましい。
- (5) 健康に関する情報を伝える掲示板を設定するなど、健康教育の中心となるとともに、児童のカウンセリングの場として、児童の日常の移動の中で目にふれやすく、立ち寄りやすい位置に計画することが望ましい。

4 受付

防犯上の観点から、外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするため、運営体制を考慮した上で、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置で、職員室や事務室等に隣接した位置又はその一部に、来訪者応対用の受付を設置することが重要である。

5 倉庫、機械室等

- (1) 倉庫は、収納し、管理する物品等の現況及び将来の需要を把握し、物品の種類に応じ管理や出し入れのしやすい方式を十分検討し、必要となる空間を確保することが重要である。
- (2) 各倉庫は、収納し、管理する物品等を使用する場所と連絡のよい位置にそれぞれ計画することが望ましい。
- (3) 備蓄倉庫を整備する場合には、防災担当部局と連携して、想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保することが重要である。
- (4) 機械室や電気室等は、児童の学習・生活空間から離れ、サービスエリアから連絡のよい位置に計画することが望ましい。

第4章 各室計画

第1 基本的事項

1 高機能かつ柔軟な計画

- (1) 利用形態にふさわしい環境を構成でき、学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応し得るよう各室・空間を高機能なものに計画することが重要である。
- (2) 学習方法の進展に有効に対応し得るよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (3) 各室・空間の形状等は、用途の変更、間仕切りの移動、増築等を容易に行うことのできる柔軟な計画とすることが重要である。

2 総合的な計画

- (1) 児童の発達段階、利用内容に応じた家具の導入計画を考慮し、各室・空間の面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 視聴覚教育メディア、教材・教具等の導入及び利用の計画等を考慮し、各室・空間の面積、形状等を計画することが重要である。

3 ICT環境の充実

- (1) ICTの活用を考慮し、各室・空間の面積、形状及び家具等を計画することが重要である。
- (2) 日常的なICTの活用を考慮し、無線LANやコンセントを設けることが重要である。その際、情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮して計画することが重要である。また、情報端末の収納場所、充電場所についても計画することが重要である。
- (3) 机、機器等の配置に留意しつつ、二重床、床ピット等による配線のための空間を確保することも有効である。
- (4) プロジェクタ等の大型提示装置を活用することを想定し、適宜各部の照明の点滅等を行うことができる配列系統にすることも有効である。

4 学校開放

- (1) 学校開放に供する各室・空間は、利用者、利用形態等に応じた面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 学校開放に供する各室・空間は、多様な利用者が安全かつ円滑に利用することができるよう計画することが重要である。

5 安全・防犯対策

児童が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるよう計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施

錠管理を行うことが重要である。

6 複合化・高層化への対応

- (1) 公共施設等との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した計画とすることが重要である。
- (2) 都市化の進展等に伴い、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。

7 学校用家具

- (1) 机やいす、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の学校用家具については、情報端末を活用した学習を含め、多目的教室や特別教室など各室において実施しようとする学習活動に適した、かつ、児童の発達段階に応じた大きさ、材質等を選択するとともに、ICTの活用を含む多様な学習形態等に対応できるよう数量、形状等を各室と一体的に計画することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や学校用家具の転倒、児童の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。
- (2) 室内空間を構成する要素として家具は重要であり、場面に応じた多様な活動の展開や豊かな環境づくりの観点から、家具も含めて、一体的に学びの空間を計画することも重要である。

第2 学習関係諸室

1 共通事項

- (1) 多様な教科、科目等の設定や多様な学習集団の規模に柔軟に対応し、学習内容にふさわしい環境を構成できるよう児童の体格等を十分考慮して面積、形状等を計画することが重要である。この際、新しい生活様式や各学校の学級規模も考慮しつつ、学習・活動内容を踏まえた面積を計画することが重要であり、既存施設の改修時においては、既存の面積資源の有効活用・再配分を行うことも重要である。
- (2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を集中して配置し、児童の主体的な活動を支える学習・情報センター機能を計画することも有効である。その際、授業時間外でも日常的に学習に利用できるよう計画することが望ましい。
- (3) 特別教室は、教科等横断的な学習に柔軟に対応できるよう、教育内容・教育方法等に応じて複数の教科等での共用も考慮し、それらの教科等に必要な機能を確保できる面積、形状等とすることが重要である。
- (4) 教科等横断的な学習のために各教科等の教員等が情報交換や打合せを行いやすい空間を計画することも有効である。
- (5) 特別教室に付設される準備室は、教員の執務、実験・実習等の準備及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とすることが重要である。
- (6) 特別教室等は、クラブ活動や学校開放における利用を考慮し、面積、形状等

を計画することが望ましい。

- (7) ICT を日常的に、かつ学校内の様々な場所において活用できるよう、無線 LAN やコンセント等を計画することが重要である。また、大型提示装置等の導入について計画することが重要である。

2 普通教室

- (1) 情報端末を活用した学習の円滑な実施も考慮し、多様な学習形態に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とともに、児童の生活の場としてふさわしく児童にとって魅力ある場として計画することが重要である。また、児童にとって安心して落ち着くことのできる場として計画することも重要である。
- (2) 十分な面積の掲示板を設けることが重要である。
- (3) 必要に応じ水栓、流し等の設備を設置することのできる空間を確保することも有効である。
- (4) 低学年用の普通教室は、生活科、図画工作等の教科学習や合科的な内容の学習が行われることを考慮して計画することが望ましい。
- (5) 収納棚その他の生活用設備は、児童のための動作空間とともに、教室の周辺部の日常的に目の届く位置に計画することが重要である。この際、普通教室と多目的な空間との仕切りを可動式の収納棚とし、活動に応じて教室を拡張して利用するなど、柔軟な発想で教室空間を計画することも有効である。
- (6) ICT を日常的に活用できる環境とすることが重要である。
- (7) 観察台等を、児童の活動空間とともに、窓側等に計画することが望ましい。その際、足掛りとならないようにし、併せて、墜落防止に配慮することが重要である。
- (8) 障害のある児童が通常の学級に在籍することがあることを踏まえ、必要に応じ、後述の「4 特別支援学級関係室」や「5 通級による指導のための関係室」の内容を準用する。

3 多目的教室

- (1) 学習内容・学習形態・発達段階等に応じ各種のコーナーを形成したり、各種の机、収納家具等を弾力的に配列し、かつ、収納できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 多様な学習内容・学習形態に対応するとともに、総合的な学習の活動の場として、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習等に対応できる計画とすることが重要である。
- (3) 学年、全校等で利用する広い面積の多目的教室を計画する場合は、利用方法等に応じ適宜空間を分割することのできるよう計画することも有効である。
- (4) 必要に応じ簡単な観察、実験等が可能となるような水栓、流し等の設備を設置することのできる空間を確保することも有効である。

4 特別支援学級関係室

- (1) 特別支援学級関係室の計画に当たっては、児童の障害の状態や特性等に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用する。
- (2) 周辺環境が学習生活面や安全面へ及ぼす影響が大きいことに留意し、特に良好な環境条件及び十分な安全性の確保に留意して計画することが重要である。
- (3) 障害の状態及び特性に応じ、各学年段階における各教科指導や、障害の状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等を円滑かつ効果的に行うことができるような室構成とすることが重要である。
- (4) 特別支援学級の普通教室は、多目的教室等との役割分担を考慮しつつ、障害の特性、学習する内容等に応じた多様な指導方法のための各種の机配置が可能な面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 特別支援学級の普通教室は、音楽、家庭等の教科の実施に必要な設備の設置、収納及び整理のための空間を計画することが重要である。
- (6) 特別支援学級の多目的教室は、図画工作における表現活動、体育等における各種運動、障害の状態の改善・克服を目的とする活動等を安全かつ円滑に実施するための活動空間を確保することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (7) 特別支援学級の多目的教室は、設備、家具等の設置空間及び教材、教具等を保管するための収納空間を計画することが重要である。
- (8) 障害のない児童との交流及び共同学習を行う空間を、普通教室、多目的教室及び生活・交流空間との関連を考慮して計画することが重要である。
- (9) 各障害に対応した教室を計画する場合は、以下の点に留意することが重要である。
- ① 言語障害に対応した教室とする場合、正しい構音の練習に利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を教室の周辺部に計画することが重要である。
- ② 自閉症・情緒障害に対応した教室とする場合で、情緒障害への対応が必要な場合は、心理的な不安定さを考慮して、安心してリラックスできる落ち着いた環境を確保することが重要である。また、気持ちを落ち着かせができる配色や質感に配慮することや、室内に精神的に疲労した時に休養できるスペースを設けることも有効である。
- また、自閉症等への対応が必要な場合は、児童が落ち着き、安心して学びやすいよう、外部からの音や視覚的な刺激が制御できる環境を確保することが重要であり、蛍光灯のちらつきに対する過敏に配慮し、可能な限り自然光や白熱灯を選定することが望ましい。さらに、パニック等に十分配慮し、照明器具の防護、飛び出し防止等の安全性を確保するとともに、教室内の各々の区画の果たす機能が見てわかりやすいように整える、いわゆる「教室の構造化」^{*}に配慮して計画することが望ましい。

*いわゆる「教室の構造化」：本指針においていわゆる「教室の構造化」とは、「自閉症等のある児童生徒が見通しを持って円滑に活動するため、家具等により仕

切りを設けたり、色分けをしたりすることにより、空間ごとに役割を持たせること」とする。

5 通級による指導のための関係室

- (1) 通級による指導のための関係室の計画に当たっては、児童の障害の状態や特性等を踏まえ、必要に応じ、特別支援学校施設整備指針又は前述の「4 特別支援学級関係室」の内容を準用する。
- (2) 周辺環境が学習生活面や安全面へ及ぼす影響が障害のない児童に比較して大きいことに留意し、良好な環境条件及び十分な安全性の確保に留意して計画することが重要である。
- (3) 障害の状態及び特性に応じ、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導や、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら多様な学習活動等を円滑かつ効果的に行うことができるような室構成とすることが重要である。
- (4) 個別指導又は小集団による指導のための教室は、障害の特性等に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とすることが重要である。また、空間の可変性を確保するため、可動間仕切を設置することも有効である。
- (5) 多目的室・プレイルーム等は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする多様な活動を安全かつ円滑に実施するための活動空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。また、これらの活動に必要となる設備、家具等の設置空間及び教材、教具等を保管するための収納空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。
- (6) 送迎や相談のために来校している保護者のための控室・相談室を計画する場合は、通級による指導のための教室や外来用玄関との連絡の良い位置に計画するとともに、必要な机、いす等の家具や設備等を配置できるような面積、形状等とすることが重要である。なお、通級する他校の児童及び保護者等の教育相談のための空間として計画することも有効である。
- (7) 通級による指導のための管理関係室を計画する場合は、既存の管理関係室との関連を考慮しつつ、事務処理のための机、椅子等の家具や機器等を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (8) 便所は、他校から来校する児童や保護者等の利用状況及び動線を考慮し、利用しやすい位置に男女別に計画することが重要である。
- (9) 各障害に対応した教室を計画する場合は、以下の点に留意することが重要である。
 - ① 言語障害に対応した教室とする場合、正しい構音の練習に利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を教室の周辺部に計画することが重要である。
 - ② 自閉症やLD, ADHD等に対応した教室とする場合、児童が落ち着き、安心して学びやすいよう、外部からの音や視覚的zな刺激が制御できる環境を確保することが重要であり、蛍光灯のちらつきに対する過敏に配慮し、可能な限

り自然光や白熱灯を選定することが望ましい。また、パニックや多動・衝動性等に十分配慮し、照明器具の防護、飛び出し防止等の安全性を確保することが重要である。

自閉症に対応した教室とする場合、教室内の各々の区画の果たす機能が見てわかりやすいように整える、いわゆる「教室の構造化」に配慮して計画することが望ましい。

- ③ 情緒障害に対応した教室とする場合、心理的な不安定さを考慮して、気持ちを落ち着かせることができる配色や質感に配慮することや、室内に精神的に疲労した時に休養できるスペースを設けることも有効である。
- ④ 弱視に対応した教室とする場合、児童一人一人の見え方や特性等を踏まえ、柔らかな光が得られるよう遮光カーテンや調光器等により室内の照度を適切に調節できるよう計画することが重要である。
- ⑤ 難聴に対応した教室とする場合、補聴器や人工内耳の利用等に配慮し、静寂で落ち着いた環境を整えるため、遮音性・吸音性等に配慮することが重要である。また、発音・発語の練習に利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を教室の周辺部に計画することが重要である。
- ⑥ 肢体不自由や病弱等に対応した教室とする場合、車いす等の使用や様々な補助用具を使用しての活動等に対応した面積、形状等とともに、体温調節が困難な児童に配慮し、室温等の調節等が可能な空間とすることが重要である。

6 特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間

通常の学級に在籍する情緒障害、自閉症やADHD等の障害のある児童が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間は、外部からの音や視覚的な刺激が制御でき、かつ、安全性を十分考慮した面積、形状等とすることが重要である。

7 理科教室

- (1) 実験用机及び必要となる各種設備について、学習集団の規模と数、指導方法等に応じ適切に配置できる面積、形状等を計画することが重要である。その際、実験に必要な機能を満たす実験用机の大きさ等について配慮することが重要である。
- (2) 教員が演示実験を実施しやすいよう、教員の実験用机を児童から見やすい位置や高さに設置するよう計画することが望ましい。
- (3) 日常的にICTが活用できるよう、無線LANやコンセントを計画することが重要である。
- (4) ICTを活用した観察、実験の指導等を考慮し、大型提示装置等の導入について検討することが望ましい。
- (5) 2室計画する場合には、総合的な利用も考慮しつつ、分野別に分化させて計画することも有効である。

- (6) 実験用机等を可動なものとし、水栓、流しその他の設備を室内周辺に配置する計画も有効である。
- (7) 観察、飼育・栽培等のためのコーナー等の空間を、日照を得ることのできる位置に確保することが望ましい。
- (8) 観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を収納するための準備室を確保することが重要である。
- (9) 準備室内に、薬品を安全に収納し管理することのできる空間を設けることが重要である。その際、地震等による薬品の落下及び薬品棚の転倒等が起こらないように計画することが重要である。

8 生活科のための施設

- (1) 生活科の学習における児童の活動場所は、学校の全ての施設が対象となるため、学校施設全体を生活科の実施に対応する環境として計画することが重要である。
- (2) 生活科教室や生活科のために準備する教材・教具等を集約配備する室・スペースを、低学年の学習空間の周辺に、他の学習関係諸室や屋外教育環境施設との役割分担や連携を考慮しつつ、計画することが重要である。
- (3) 地域の社会環境、自然環境の実態や周辺の地域施設等との連携に配慮して施設環境について計画することが重要である。

9 音楽教室

- (1) 大型の楽器を含め、学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積、形状等を計画することが重要である。また、音楽の授業以外の学習活動にも対応することができるよう配慮することが重要である。
- (2) 学習内容・使用楽器等の多様化や楽器の大きさなどを踏まえ、視聴覚教育メディアの設置及び保管並びに児童が日常的に利用する楽譜、楽器等の収納のための空間を利用のしやすさに配慮しつつ、確保することが重要である。
- (3) 2室計画する場合には、総合的な利用も考慮しつつ、機能に応じ、分化させて計画することも有効である。
- (4) 良好的な音響的環境となるよう空間の形状を計画し、遮音性能についても考慮することが望ましい。
- (5) 児童による歌唱、演奏等の発表の場となるようなステージを設けることが望ましい。
- (6) 準備室内に、視聴覚教育メディアの操作及び保管並びに多種類の楽器、小道具等の収納等のための空間を設けることが重要である。
- (7) 音楽ホール的な雰囲気となるよう計画することや、小音楽ホールとして計画することも有効である。

10 図画工作教室

- (1) 表現活動の内容に応じた適切な大きさの可動式の机等を活動しやすい間隔で

配置することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。

- (2) 収納、保管、展示、鑑賞等のための家具等を設置することのできる空間を確保することが重要である。
- (3) 平面的な表現に係る学習空間と立体的な表現に係る学習空間は、それぞれ区分するとともに、必要に応じ一体の空間としても利用することのできるような室構成とすることが望ましい。
- (4) 工作用の機械等を児童が安全に利用できるような動作空間を計画しつつ、危険防止の防護柵等で区分けした空間にまとめて設置することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 十分な数の水栓、流し、水切り等を利用しやすいよう設置することのできる空間を確保することが重要である。
- (6) 準備室内に、揮発性の高い塗料等の危険な材料、各種工具等を安全に保管することのできる空間を設けることが重要である。また、準備室内等に、製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。
- (7) 附随して、戸外に直接出入りすることのできる、流し等の設備を設けた活動空間を確保することが重要である。

1.1 家庭教室

- (1) 編成する集団の数、規模等に応じ、設備、機器等を必要な間隔で適切に配置することのできる面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 必要に応じ、調理や被服に係る実習のための器材、道具、教材・教具等を収納できる空間を室内にコーナー等として計画することも有効である。
- (3) 2室計画する場合には、総合的な利用も考慮しつつ、実習内容に応じ、分化させることも有効である。
- (4) 食物に係る実習のための教室は、会食用机を配置できる空間を設けることも有効である。
- (5) 被服に係る実習のための教室は、作品を展示する空間を確保し、必要に応じ、住居に係る学習を行うことのできる空間を確保することが望ましい。
- (6) 教材等の準備、材料や用具、機器等の収納のための準備室を、実習のための教室に隣接して計画することが重要である。また、準備室内等に、必要に応じ被服に係る実習における製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。

1.2 外国語活動室

- (1) 体を動かす活動やグループでの活動など多様な活動に対応することができ、また、床に座って行う活動や発表の場としても配慮した面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 机や椅子を設置する場合には、活動しやすい間隔で配置することができ、また、必要に応じ、周囲に寄せて、まとまったスペースを確保できるよう計画することが重要である。

- (3) 外国についての関心と理解を促すための資料等の展示、掲示等ができるスペースを確保することが重要である。
- (4) 室内に学習活動に用いる教材等を収納するための空間を確保することも有効である。
- (5) 外国語活動における会話や歌といった活動、体を動かす活動を考慮し、遮音性に配慮した計画とすることも有効である。

1.3 視聴覚教室

- (1) 1人1台端末環境等の整備に伴い、視聴覚教室については、教科・科目の内容に応じ、個別の端末では性能的に実現が困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉え直した上で、高機能化や他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、個人やグループでの活動が可能な自由度の高い空間とすることが望ましい。
- (2) 将来の機器の更新等を考慮しつつ、各種機器を、それぞれの機能、特性等に応じ、効果的に配置し、多目的に利用することのできるよう面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 各児童が映像を見やすいようスクリーン、テレビ等の機器や児童の座席を配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (4) 良好的な音響的環境となるよう空間の形状等を計画することが望ましい。
- (5) 準備室や調整室等、各種視聴覚教材の作成、編集及び保管並びに各種視聴覚機器・機材の点検、調整、修理、保管等のための空間を併せて計画することが望ましい。
- (6) 視聴覚教室は、ICT環境を充実させた他の学習関係諸室等との役割分担や連携を考慮して計画することが重要である。

1.4 コンピュータ教室

- (1) 1人1台端末環境等の整備に伴い、コンピュータ教室については、教科・科目の内容に応じ、個別の端末では性能的に実現が困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉え直した上で、高機能化や他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、個人やグループでの活動が可能な自由度の高い空間とすることが望ましい。
- (2) 情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮し、コンピュータ等の情報機器、机、無線LANやコンセント等を利用しやすいよう配置することができる面積、形状等とすることが重要である。
また、図書室等と連携し、児童の様々な学習活動を支える学習・情報センターとしての機能を持たせた計画とすることも有効である。
- (3) 教材・教具、消耗品等の収納、教員によるプログラム作成等のための準備室を確保することが重要である。また、教室内に児童等のプログラム作成、情報に関する資料等の閲覧などのための空間を設けることが望ましい。
- (4) コンピュータ教室は、ICTに対応した他の学習関係諸室等との役割分担を明

確にし、相互の密接な連携に留意して計画することが重要である。

1 5 図書室

- (1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。また、図書が日照により劣化しないよう適切に管理できる計画とすることが重要である。
- (2) 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (4) デジタル化の中で、コンピュータ教室等と連携又は一体とし、児童の様々な学習活動を支える学習・情報センターとしての機能を持たせた計画とすることが望ましい。
- (5) 学校司書、司書教諭、図書委員等が、図書室の運営、図書その他の資料の分類、整理その他の作業等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (6) 資料の展示、掲示等のための設備や視聴覚機器・情報機器を設置したブース等を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (7) 児童がその時々の状態に応じて居場所にできる小空間・コーナー等の空間を、学習空間と有機的に関連づけて配置するなど、快適な空間を計画することが重要である。また、椅子やベンチ、畳、カーペットなどの家具を配置し、児童の自主的・自発的な学びや交流を生み出す工夫も有効である。
- (8) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

1 6 特別活動室

- (1) 特別活動の内容に応じ必要な面積、形状等を確保することが望ましい。
- (2) 必要に応じ、和室の部分を設けることも有効である。

1 7 教育相談室（心の教室）

- (1) グループ指導も可能となるよう必要な面積、形状等を確保するとともに、必要に応じ空間を仕切ることができるよう計画することが望ましい。
- (2) 児童と教師が個別に相談したり、児童が落ち着いて時間を過ごすための空間、教師が保護者等からの相談に応じる空間として計画することが重要である。
- (3) 児童の立ち寄りやすい位置に保健室との連携を考慮し計画することが望ましい。
- (4) 指導に必要となる資料等の収納空間を、隣接して又は教育相談室内に確保することが重要である。
- (5) 必要に応じ、専門の相談担当者が常時業務に従事したり、アドバイザーを交

えた関係者による事例研究ができるよう計画することも有効である。

- (6) 不登校児童の支援のための別室は、学校内で他の学習空間から独立した場所となるように配置し、暖かい家庭的な雰囲気で個別学習を行うことのできる空間として計画することが有効である。

- (7) 日常的にかつ学校内の様々な場所において ICT を活用した学習・指導を行うことができるよう、無線 LAN やコンセントを計画することが重要である。

1 8 放送室

- (1) 活動を見ながら放送にも配慮しつつ、児童及び教職員による利用内容等に応じ、必要な空間を適切に確保し、構成することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) スタジオを計画する場合は、テレビカメラ等を用いた放送活動も可能な面積、形状等とともに、必要な音響的環境を確保することのできる形状、構造等とすることが重要である。

1 9 教材・教具の作成・収納空間

- (1) 教材・教具及び児童の作品等を、種類に応じ、分類して保管し、管理することができるような面積、形状等を確保することが重要である。
- (2) 各種の教材及び視聴覚教材の作成のためのコーナー等の空間を確保することができるような面積、形状等とすることが望ましい。
- (3) 遠隔・オンライン教育のための教材作成・撮影やオンライン会議・研修のための空間を確保できるような面積、形状等とすることも有効である。

第3 屋内運動施設

1 共通事項

- (1) 活動内容に応じた適切な面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 利用人数等に応じ、出入口の位置、幅等を適切に計画することが重要である。
なお、履き替えを行う場合は、履き替え、靴箱の設置等のためのスペースの確保に留意して、出入口部分の面積、形状等を計画することが重要である。
- (3) 視聴覚教育メディア等の導入が可能な面積、形状等とすることが望ましい。
- (4) 便所、更衣室、シャワー室等の附属施設は、利用状況等に応じ、適切な面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 学校開放等における地域住民の利用も考慮し、面積、形状等を計画することが重要である。

2 屋内運動場

- (1) 多様な運動種目を想定し、面積、長短辺寸法、天井高等を計画することが重要である。また、照明、採光及び遮光については、利用形態に配慮して適切に計画することが重要である。
- (2) 器具室は、器具等の種類に応じ出し入れしやすいよう分類し保管することの

できる面積、形状等とすることが重要である。

- (3) 観覧のための空間を、必要に応じ、計画することも有効である。
- (4) 屋内運動場上部に観覧席などを計画する場合は、行われる活動内容・活動形態、想定する観客数、観覧形態に応じ、十分安全な面積、形状等とするとともに、十分な高さと強度を持った腰壁や手すりの設置や窓からの転落防止等、安全性の確保することが重要である。
- (5) 儀式的行事、学芸的行事、各種集会、児童の学習・研究成果の発表等における利用も予定する場合は、ステージ、視聴覚教育メディア、照明機器、音響機器、吸音・反射板等の設置及び空間の形状に十分配慮して計画することが望ましい。
- (6) 避難所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。

3 屋内プール

- (1) 水槽部分は、利用内容等を考慮しつつ、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保することが重要である。
- (2) 低学年児童が楽しく遊ぶことのできるような形状等を工夫したプールを計画することも有効である。
- (3) 水深については、急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、低学年児童の利用、児童の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。
- (4) 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間でプールを共同利用する際の水深調節の計画は、低学年児童の安全性を考慮して、使用方法や監視体制等の運用面と合わせて検討することが重要である。
- (5) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
- (6) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。
- (7) 附属施設は、利用状況等に応じた適切な面積を確保し、見学者の動線の設定に留意しつつ、利用しやすいよう配置することが重要である。また、必要に応じ採暖室を計画することが望ましい。
- (8) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。
- (9) 湿気が流出しないような出入口等の位置、室構成等とすることが重要である。
- (10) 災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。

第4 生活・交流空間

1 共通事項

- (1) 家具等の計画と総合的に検討し、ゆとりと潤いを感じられるような意匠、構成等とすることが重要である。
- (2) 必要に応じ各種視聴覚メディアの利用を考慮した面積・形状等を計画することが望ましい。
- (3) 大空間とする場合は、環境条件の確保に十分留意して空間の形状等を計画することが重要である。

2 ホール、ロビー、ラウンジ等

- (1) 利用しやすい家具等の配置を考慮した面積、形状等を確保し、明るく落ちついた心を和ませる雰囲気となるような意匠、形状等の空間とすることが望ましい。
- (2) ベンチ、水飲み場等を配置するなど、児童の交流等を促すための工夫をすることも有効である。
- (3) 学校紹介や児童の作品、芸術作品等の展示のためのギャラリーを計画することも有効である。
- (4) 学校間や地域等との連携を進めるため、休憩・談話等のためのラウンジ等の空間を計画することも有効である。
- (5) 通路周辺に計画する場合は、通過動線が入り込まないような計画とすることが重要である。

3 食堂、ランチルーム等

- (1) 食事形態に応じたゆとりある食事を可能とする家具を弾力的に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 内部又は近くに、利用者用の手洗いのための設備を設置するコーナーを設けることが望ましい。

4 調理室

- (1) 効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、必要となる設備を利用しやすいよう設置し、安全・衛生管理を適切に行うことのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 床を乾いた状態で使用するドライシステムにより計画することが重要である。
- (3) 休憩、着替え等のための空間を確保することが望ましい。また、調理員専用の便所を計画することが重要である。

第5 共通空間

1 昇降口、玄関等

- (1) 出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立て等の配置を考慮し、安全かつ円滑に出入できる面積、形状等とすることが重要である。

- (2) 車椅子を利用した移動に支障のない適切な面積、形状等とし、障害のある児童、教職員及び学校開放時の高齢者、障害者等の利用に支障のないようにすることが重要である。
- (3) 地域の気候的状況等に応じ、風除室を設けることも有効である。
- (4) 交流の場としてふさわしい意匠に配慮した空間とすることが望ましい。また、情報提供のための掲示板等を設置することも有効である。
- (5) 昇降口、玄関等に設置する案内表示は、多様な利用者を想定し、認知しやすく、通行の支障にならない位置に設置し、日本産業規格（JIS）の案内図記号*を用いるなど、わかりやすいものとすることが重要である。

*案内用図記号：日本産業規格の JIS Z 8210（案内用図記号）により規定。

- (6) 訪問者が利用する玄関及び学校開放用昇降口は、訪問者に分かりやすい位置に計画することが望ましい。

2 便所、手洗い、流し、水飲み場等

- (1) 便所は、男女別に児童数、利用率等に応じた適切な数の衛生器具を設置できる面積、形状とし、衛生環境改善の観点からも、窓を設ける等により採光、通風、換気に留意することや、洋式便器かつ乾式並びに非接触型の手洗い設備を採用するなど、清潔で使いやすく、良好な雰囲気となるよう計画とすることが重要である。
- (2) 高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便所を、一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。
- (3) 義務教育学校等においては、共通空間における便所、手洗い、流し、水飲み場等の設備について、児童生徒の体格差に配慮して計画することが重要である。
- (4) 避難所となる場合には、災害時に便器が使用できなくなることや、不足することも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保できるようにすることが重要である。また、災害時の避難者の利用にも配慮して計画することが重要である。
- (5) 便所の手洗い部分を、洗面室、洗面コーナー等として独立して計画することも有効である。
- (6) 手洗い、流し等を設置する空間は、児童数、利用率等に応じた適当な数の水栓を適当な間隔で設置できる面積、形状等とし、感染症予防の観点も踏まえて計画することが重要である。
- (7) 手洗い、流し等は、通行部分が濡れるような配置は避け、まとまりのあるコーナーとして計画することが望ましい。
- (8) 性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る児童への対応として、本人への配慮と他の児童への配慮の均衡を取りながら、学校における支援の事例*を踏まえたより多くの児童が快適に学べる施設環境の整備を検討することが重要である。

※保健室やバリアフリートイレ等について更衣室として使用したり、職員トイレやバリアフリートイレ等について児童が使用したりできる運営とするなどの事例を指す。

3 児童更衣室等

- (1) 同時に使用する児童数に応じ、男女別に更衣できるよう、必要なロッカーの数及び配置に留意した面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 利用人数等に応じ必要なシャワー等の設備を設置する空間を隣接して確保することも有効である。
- (3) 性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る児童への対応として、本人への配慮と他の児童への配慮の均衡を取りながら、学校における支援の事例*を踏まえたより多くの児童が快適に学べる施設環境の整備を検討することが重要である。

※保健室やバリアフリートイレ等について更衣室として使用したり、職員トイレやバリアフリートイレ等について児童が使用したりできる運営とするなどの事例を指す。

4 廊下、階段等

- (1) 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。
- (2) 階段は、児童が安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの位置、床面の素材などに配慮することが重要である。
- (3) 吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。
- (4) 廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。
- (5) 児童の待ち合わせスペース、学校紹介や児童の作品等の展示・掲示のためのギャラリー等としての利用も考慮して計画することも有効である。
- (6) 必要に応じ、車椅子を利用した移動等に支障のない適切な面積、形状のスロープを設けることが重要である。
- (7) エレベーターを設置する場合には、エレベーターホールは、機器等の搬出入等を考慮しつつ、利用人数等に応じた適切な面積、形状等を計画することが重要である。
- (8) 廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。

第6 地域と学校の連携・協働のためのスペース

1 共通事項

- (1) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、PTA活動の拠点やコミュニティースペースとしての利用のみならず、学校教育における利用も考慮しつつ、必要な家具等を配置し、多様な活動に伴い必要となる諸行為を安全かつ円滑に行うことのできるような面積、形状等とすることが重要である。

第4章 各室計画

また、必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用することのできるような計画とすることも有効である。

- (2) 障害者も含め幼児から高齢者まで多様な人々の利用を考慮し、各空間を認識しやすく、相互に利用しやすい構成として計画することが重要である。

2 コミュニティースペース

- (1) 地域学校協働活動の拠点の場、地域住民の交流や学びの場など多様な利用内容を考慮した面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 地域学校協働活動推進員の事務・作業スペースを設けることが望ましい。

3 ミーティング室

- (1) 学校開放のためのミーティング室は、良好な環境条件を確保できるよう計画することが望ましい。
- (2) 利用内容に応じ必要となる家具、視聴覚メディア等を配置できる面積、形状等とすることが望ましい。その際、それらの家具、機器等を収納するための空間を併せて計画することが望ましい。
- (3) 多目的に利用できるよう計画することも有効である。
- (4) 必要に応じ、和室の空間を設けることも有効である。

第7 体育施設開放促進のためのスペース

1 共通事項

- (1) 障害者も含めた多様な人々の利用を考慮し、各空間を認識しやすく、相互に利用しやすい計画とすることが重要である。
- (2) 保護者や地域住民との連携や総合型地域スポーツクラブの活用を進める上で、休憩・談話等のためのラウンジ等の空間を適宜計画することも有効である。

2 更衣室、ロッカー室等

- (1) 利用状況に応じ必要な着替えのための空間を男女別に確保し、適当な数のロッカーを利用しやすく配置できる面積、形状等とすることが望ましい。
- (2) 体育施設開放用のものは、シャワー室を設ける場合は、隣接させ又は一体とするなど適切な位置に計画することが望ましい。

3 便所、手洗い等

- (1) 利用状況等に応じ適当な種類及び数の衛生器具を男女別に適切な間隔で配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 障害者用の便器等を設置することのできる空間を利用しやすい位置に計画することが重要である。
- (3) 便所の手洗い部分を、洗面室、洗面コーナー等として独立して計画することも有効である。
- (4) 災害時の避難者の利用にも配慮して計画することが有効である。

4 その他

- (1) 開放用玄関等の出入口部分は、利用状況等に応じ適当な数の下足箱、傘立て等を適切に配置することのできる面積、形状等とし、開放諸室と連絡のよい位置に計画することが重要である。
- (2) 器具庫とは別に、開放に伴い必要となる物品等を保管することができるよう倉庫等の収納空間を計画することが望ましい。
- (3) 利用者が活動の合間などに気軽に休憩、談話等を行うことのできるラウンジ等の空間を適宜計画することも有効である。

第8 児童生徒地域交流施設

1 共通事項

- (1) 集団宿泊研修を行う規模に対応した面積、諸室を計画することが重要である。
- (2) 校舎や屋内運動場等の施設と連携して、適切な出入口等を計画することが重要である。

2 宿泊室等

- (1) 男女別の利用を考慮し、必要な規模について計画することが重要である。
- (2) 宿泊研修の場であり、浴室又はシャワー室について計画することが望ましい。
- (3) 指導員室については、男女別に各々設けることが重要である。
- (4) 必要に応じ厨房、食堂、洗濯室等について計画することも有効である。

第9 講堂

1 共通事項

- (1) 講堂の利用目的、利用人数等に応じ、多様な集会活動が行えるよう児童・教職員・父母等の着席配置方法等を考慮し計画することが重要である。
- (2) 学校開放に利用することを考慮し、その規模、空間形式、必要な設備等を計画することも有効である。
- (3) 児童の学習・研究成果の発表の場として、発表形式に応じた資料・作品展示の場としての機能を持つことも有効である。
- (4) 校舎や屋内運動場等の施設と連携して、適切な出入口、便所等を計画することが重要である。

2 ホール

- (1) 集会活動等に適切な面積を持つステージを配置し、各席からステージを見やすく聞きやすい空間として計画することが重要である。
- (2) 視聴覚メディアのための設備、照明機器、音響機器の設置に十分配慮した面積、形状等を確保することが望ましい。

3 附属施設

第4章 各室計画

- (1) 利用者が活動の合間などに気軽に休憩、談話等を行うことのできるラウンジ等の空間を計画することも有効である。
- (2) 様々な活動を行う際に必要となる控室や物品等を保管することができるような倉庫等の収納空間を計画することが望ましい。

第10 管理関係室

1 共通事項

- (1) 学校の運営管理に必要な事務を円滑に処理できるよう適正な面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 事務内容に応じて、情報機器、事務機器の活用を考慮して面積、形状等を計画することが望ましい。
- (3) 教職員の働く場として、ゆとりと潤いの感じられるよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (4) ICTを日常的に活用できる環境とすることが重要である。
- (5) 多様な学習活動に対応した教材の準備や指導計画等の作成のためのカリキュラムセンター機能を計画することが望ましい。
- (6) 学校の歴史、行事等に関わる資料等の掲示・展示のための空間を適宜確保することが望ましい。

2 校長室

- (1) 校長室は、必要に応じ他の管理関係室と区画し、応接や各種資料等を保管するための家具等を設置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 学校の歴史等に関わる各種資料等を保管し、展示するための家具等を設置することができる空間を校長室に確保することも有効である。
- (3) 会議や児童に対する特別指導のための小室や、訪問者への応対や教職員との打合せのできるコーナー等の空間を、室内又は隣接した位置に計画することが望ましい。

3 職員室

- (1) 事務処理のための机、椅子等の家具を適切に配置し、書棚、掲示板、ロッカー等を十分に設置できるようにするとともに、各種の文書、教材・教具等の保管のために必要な面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 職員室内に防災関係設備を配置する場合は、自動火災報知器、防排煙連動操作盤等の設備や非常用放送設備等との関連を図り適切な空間を確保することが重要である。
- (3) 情報機器や事務機器を利用し教材の制作、管理などを行うことのできるコーナー等の空間を確保したり、遠隔会議システムや、児童の出欠状況や多様なカリキュラムの管理、児童への情報伝達や児童からのレポート等の提出、情報共有等、校務全般を実施するために必要となる機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画するこ

とが重要である。

- (4) 学校規模等によっては、必要に応じ、学年ごと等に分散した教師コーナーを確保することも有効である。
- (5) 印刷機器の設置、用紙等の収納に必要な面積、形状等の印刷室を、職員室に隣接して計画することが望ましい。また製本や、教材の製作や打合せ等のための作業空間を確保できるよう計画することも有効である。
- (6) 日常的な児童とのコミュニケーションが促されるよう、情報管理に配慮しつつ、落ち着いて相談や談話等を行うことのできる空間を設けることも有効である。
- (7) リフレッシュや休憩、打合せ、情報交換、協働作業等ができる、湯沸し・流し等を備えたゆとりのある空間を職員室と一緒に、又は隣接した位置に確保することが重要である。
- (8) 情報管理に十分配慮し、必要に応じて、児童や外来者の立ち入り範囲を明確にゾーニングできることが重要である。

4 保健室

- (1) 各種業務に柔軟に対応し、ベッドを配置する空間を適切に区画することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 児童等が屋外から直接出入りできる専用の出入口を設け、その近傍に手洗い、足洗い等の設備を設置する空間を確保することも有効である。
- (3) 必要に応じ児童が養護教諭に自由に相談できる空間を、保健室に隣接した位置又は保健室内に間仕切りを設置する等してプライバシーに留意しつつ確保することも有効である。
- (4) 健康教育に関する掲示・展示のためのスペースや委員会活動のためのスペースを、室内又は隣接した位置に確保することが望ましい。
- (5) 保健室に近接した位置に便所を計画することが望ましい。
- (6) 保健室について、休養や処置のために柔軟に対応できる面積を確保し、健康に関する情報を発信するなど、健康教育の中心となるようにするとともに、児童のカウンセリングのために、落ち着いた空間を確保することが重要である。
- (7) 児童の出欠状況や健康観察、健康診断票、保健室来室管理等の保健系機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。

5 事務室

- (1) 事務処理のための机、椅子等の家具、書棚、ロッカー等の収納家具、各種事務機器等を十分かつ適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 必要に応じ、事務室の前面に、児童等への応対のための空間を計画することが望ましい。
- (3) 資料等の収納・保管のための空間は、資料等を出し入れしやすいよう分類して保管し、整理することのできるような面積、形状等とすることが重要である。

6 受付

- (1) 受付では、記帳や名札の受け渡し等が円滑に実施できる計画とすることが重要である。
- (2) 外部からの来訪者が近寄り難い雰囲気とならないように、ゆとりや潤いといったデザイン上の工夫をすることが望ましい。

7 主事室

- (1) 業務の内容に応じ、必要となる空間を確保し適切に区画することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 着替え、休憩等を行うことのできる和室などの空間を計画することが望ましい。

8 会議室及び応接室

- (1) 会議室は、各種の会議における利用に応じ会議机等の家具を多用途に活用できるよう、余裕を持った面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 会議室は、必要に応じ空間を仕切ることができるよう計画することも有効である。
- (3) 会議室は、遠隔会議システムを含むICTを活用できるような計画とすることが重要である。
- (4) 応接室は、応対のための家具等を適切に配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 湯沸かし、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を、室内又は隣接した位置に確保することも有効である。

9 教職員用更衣室及び休憩室

- (1) 教職員用更衣室は、男女別に計画し、着替えのための空間及び必要な家具の設置空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 教職員用更衣室は、必要に応じ、シャワー等の設備を設置できるよう計画することも有効である。
- (3) 休憩室は、教職員のリフレッシュの場として、自由にくつろぐことのできる空間となるよう、家具計画も含め意匠、構成等に配慮し、専用の空間として計画することが望ましい。

10 専門スタッフ等スペース

教員以外の心理や福祉等の専門スタッフの執務スペースなど、学校の諸活動を支援するためのスペースを、教職員との連携に配慮しつつ独立して設けることが望ましい。その際、情報管理に留意することが重要である。

11 PTA室

PTA活動の拠点となる室として、必要な家具等を適切に配置できる面積、形状等

とすることが望ましい。

1.2 便所、手洗い等

管理関係室近傍に職員や外来者用の便所、手洗いを計画することも有効である。

第5章 詳細設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 児童の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うなど、各部における細部に至るまで、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。また、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。
- また、本来、児童が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。
- (3) 地震、暴風時等における天井、照明等の脱落、破損や家具の転倒、落下の防止、経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止、囲障の倒壊など、建物の構造体のみならず非構造部材や工作物等の安全性を確保するため、適切な設計、仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じるとともに、定期的に点検・維持管理を行うことが重要である。
- (4) 特に、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。

2 機能性

- (1) 低学年児童と高学年児童との心身面における差異に特に留意しつつ、学年段階に応じた児童の人体寸法、動作寸法及び行動特性との適合に配慮して設計することが重要である。
- (2) 障害のある児童や教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等の利用を考慮した設計とすることが重要である。
- (3) 特に、学校施設を高層化する場合には、日常的な移動、地震・火災等の非常時の避難、教材・教具や給食等の運搬方法等を考慮し、階段・エレベーター等の設置の数、位置及び形状等を計画することが重要である。

3 快適性

- (1) 採光、換気、音響等の良好な環境条件の確保に留意しつつ、必要に応じて照明設備や冷暖房設備、換気設備等を組み合わせ、良好な温熱環境及び衛生環境のもと、ゆとりと潤いを感じられるよう設計することが重要である。
- (2) 屋内の熱の損失、結露等外気の影響を低減し、居住性を高めるために、外壁、屋上、最下階の床等の各部を断熱化することも有効である。
- (3) 色彩の視覚面や心理面での効果、材質や仕上げの感触面での効果等を十分に

検討し、設計することが重要である。

- (4) 柔らかで温かみのある施設づくりを行うことが重要である。

4 審美・文化性

教育の場として、また、地域の文化的な施設としてふさわしい雰囲気や外観を備え、伝統や歴史にも配慮して設計することが重要である。

5 耐用性

- (1) 当該地域の気候的条件、各室・空間の利用内容等により必要とされる耐候性、耐用性等を備えるように設計することが重要である。その際、児童の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 児童の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するよう設計することが重要である。
- (3) 十分な防汚性を備えるよう設計することが望ましい。
- (4) 上階部の外部や吹抜け等に面した窓拭き、換気扇の清掃等の日常的なメンテナンスの方法等を考慮し計画することが重要である。

第2 内部仕上げ

1 共通事項

- (1) 必要とされる環境、性能等を適確に実現できるよう下地及び表面の仕上げを一体的に設計することが重要である。
- (2) 導入する設備、家具等との調和に配慮しつつ、意匠、材質、色彩等を総合的に設計することが重要である。
- (3) 児童の活発な活動、家具、教育機器等の頻繁な移動等を考慮し、十分な安全性、強度及び必要な吸音性を持つ材質、工法等とすることが重要である。
- (4) 家具、設備等について、明確な配置計画を策定し、必要に応じ配置予定部分の床、壁、天井等を補強し、確実に固定するための措置を講じるように設計することが重要である。
- (5) 地域の特色ある意匠、材質等を活かした総合的な設計をすることが重要である。

2 材質

- (1) 燃えにくい材質のものを使用することが望ましい。特に、火気使用室、暖房器具の周辺などの天井、壁等の内装は、十分な防火性のある材質のものを使用することが重要である。
- (2) 理科教室においては、耐薬品性のある材質のものを使用することが重要である。
- (3) 床には滑りやすい材質のものの使用を避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (4) 水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃等の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れ

ても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。

なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライシステムとすることが重要である。また、便所については、洋式便器かつ乾式とすることが重要である。

(5) 手洗い設備の非接触化を計画することが重要である。

(6) 適度に吸音性のある材質のものを使用することが重要である。特に、面積の広い室・空間、大きな騒音の発生が予想される室・空間等については、十分な吸音性をもつ材質のものを使用することが重要である。

(7) 汚れにくく、清掃がしやすい材質のものを使用することが望ましい。特に、食物を扱い清潔を要する室・空間、活動等に伴い汚れの生じやすい室・空間の内装は、十分な耐汚性をもち、日常的に清掃がしやすい材質のものを使用することが重要である。

(8) 壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性をもち、十分な耐久性のある材質のものを使用することが重要である。特に、運動を行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。

(9) 木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用することが望ましい。このことは、避難所の居住空間における温熱環境の確保の観点からも望ましい。

(10) 再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。

(11) 児童の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生のない、若しくは少ない建材を採用するとともに、施工手順・方法に配慮することが重要である。

3 天井、壁等

(1) 剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。特に、地震時においても脱落・破損等により危険が生じないようにすることが重要である。その際、軽量な部材を採用することも有効である。

(2) 壁には、児童の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。また、児童の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。

(3) 柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である。

(4) 運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。

(5) 音の発生する室・空間及び一定の静寂さを必要とする室・空間の壁、天井等は、十分な遮音性・吸音性をもつ仕様等とすることが重要である。

(6) 音楽的な活動及び音楽の鑑賞を行う室・空間は、床を含め天井・壁等の吸音

- ・反射面を適切に処理することが望ましい。
- (7) 教室前部の袖壁等は、教室前面への日光の直射を抑制することのできるような形状、寸法等とすることが望ましい。
- (8) 建物の外気に面する壁、最上階の天井等を、必要に応じ、断熱化することも有効である。
- (9) 移動間仕切りを設ける場合は、壁体の重量、移動や固定の方法等を十分検討し、仕様、形式等を設計することが重要である。また、適切な遮音性を有する仕様とすることが望ましい。

4 床

- (1) 床には、気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや、これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には、必要に応じ、適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。
- (2) 障害のある児童、教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等が支障なく活動できるよう、床には障害となる段差等を設けないことが重要である。
- (3) 結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。
- (4) 運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。
- (5) 音の発生する室・空間の床は、十分な遮音性をもつ仕様等とすることが重要である。特に、校舎等の上に屋内運動場やプールを計画する場合は、振動及び騒音の伝播の防止を考慮した仕様とすることが重要である。
- (6) 情報機器の導入に対応し、必要に応じて、二重床、床ピット等による配線のための空間を確保することも有効である。
- (7) 階段は、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。

第3 開口部

1 共通事項

- (1) 採光、通風、換気等を効果的に行うことのできる配置、大きさ、形式等とすることが重要である。
- (2) 児童等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して脱落・破損等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、児童の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。

- (3) 遮音、断熱等が必要な室・空間の開口部については、十分な気密性を確保した仕様とすることが重要である。なお、必要に応じ断熱仕様の建具とすることが望ましい。
- (4) 奥行きの深い空間や面積の広い空間は、採光、換気、室温、音響等の環境条件の確保に特に留意し窓等の位置、面積、仕様等を設計することが重要である。
- (5) ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないよう、各種ガラスの性能を十分に踏まえ、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。
また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。
- (6) 扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。

2 窓

- (1) 利用内容等に応じ、適切な採光を確保できるように、窓の位置、面積、形式等を適切に設定することが重要である。また、清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。
- (2) 児童の学習の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、児童の目の高さに留意した適切な位置に設計することが重要である。
- (3) 日射の強さや方向、室内の活動等の状況に応じ日照を調節することができるよう庇の形状、ガラスの選定等について検討することが望ましい。
- (4) 学習内容に応じ室内を暗くすることが必要な室・空間の窓には、外部からの光を適宜遮断できるような設備等を設けることが望ましい。
- (5) 窓による自然換気を計画する場合には、位置、開閉の方法等に留意し、有効な開口面積を確保できる形式とすることが重要である。また、窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効である。
- (6) 墜落のおそれのある窓は、腰壁の高さを適切に設定し、窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、児童の墜落防止等のため、窓面に手すりを安全な高さに設けること、開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所となならないようにすることが重要である。
- (7) 庇を設ける場合には、屋内から容易に立入りができるないように設計することが重要である。その際、高さや材質、大きさ等について、安全であると錯覚しないように配慮した計画とし、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。
- (8) 天窓については、夏季における温度の上昇、材料の性能劣化、地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。
- (9) 人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とす

ることが重要である。

3 出入口

(1) 出入口の幅は、非常時の児童の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。

また、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないよう敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。

(2) 出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。

(3) 屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止できるように設計することが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。

(4) 障害のある児童や教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等も支障なく活動ができるよう、出入口は幅及び高さを十分確保し、操作しやすい建具を使用することが重要である。

(5) 屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等は、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、児童に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

4 換気口等

(1) 衛生環境の確保等の観点から、各室・空間の利用内容等に応じて十分な換気量を確保するため、換気設備等の状況に応じ、換気口を各室・空間に適宜設けることが望ましい。なお、臭気、湿気等の発生しやすい室・空間や室内空気汚染の低減のためには、恒常的に自然換気が得られるよう換気口を設けることが重要である。

(2) 吸気及び排気孔は、必要かつ十分な開口面積を確保し、適切な設置位置、開閉形式等とすることが重要である。

(3) 日常使用しない床下点検口等の扉は、簡単に開かない仕様とすることが重要である。

第4 外部仕上げ

1 共通事項

(1) 環境条件による影響に対し、十分な耐性のある設計とすることが重要である。
 (2) 学校や地域の歴史及び伝統を踏まえるとともに、児童の学習及び生活の場としてふさわしく、地域の景観、風土等と調和し、かつ、地域の文化的な施設とし

ての風格を備えるよう設計することが重要である。

2 材質

- (1) 気候的な条件や経年に対し、汚れや変容等を生じにくく、かつ、清掃等の維持管理の容易な材質のものを使用することが重要である。
- (2) 学校周辺の状況に応じ、燃えにくい材質のものを使用することが望ましい。
- (3) 地域のそれぞれの環境条件に応じて、構造体を保護できるような材質のものを使用することが重要である。
- (4) 再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。

3 屋根、外壁等

- (1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。
- (2) 児童の活動空間に面する部分は、児童の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に、壁や柱などの出隅部分は、児童の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。
- (3) 人々の共感の得られるような意匠や芸術的、文化的なシンボル性を取り入れた計画とすることが望ましい。
- (4) 屋内の熱の損失及び外気の影響等を低減し居住性を高める上で、外壁、屋上等の各部を必要に応じ断熱化することも有効である。
- (5) 多雪地域においては、雪の落下による下部の屋根やサッシュ等の被害を防止するため必要な措置を講じることが重要である。
- (6) 犬走りやテラスその他児童が通行する部分には、危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。

第5 学校用家具

1 共通事項

- (1) 書棚、可動式物入れ、その他の重量物等は重ねないことを原則とし、地震時や児童の衝突等による力で転倒や落下等しないようにすることが重要である。
- (2) 児童の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性及び安全性が確保されるとともに、児童の人体寸法にあった家具を計画することが重要である。
- (3) 児童の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生のない、若しくは少ない材料を採用することが重要である。
- (4) 各室・空間に求められる機能や環境条件に応じ、温かみのある材質や色彩・形状の家具を導入することが重要である。
- (5) 情報端末を活用した学習の円滑な実施に対応するため、教室用机については、情報端末や教科書、ノート等の教材・教具を常時活用できる大きさのものを導入することが重要である。
- (6) 地場産材等を生かした木製家具等について計画することも有効である。

第6 その他

1 屋上

- (1) 屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。
- (2) 保守点検が行いやすく計画するとともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。
- (3) 地域の景観等を考慮した形状において計画することも有効である。
- (4) 屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。
- (5) 屋上への出入口は、児童が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。
- (6) 塔屋等のタラップについては、児童が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。

2 バルコニー、テラス、吹抜け

- (1) 児童の学習等の利用を考慮するとともに、憩いの場ともなるように、計画することが重要である。
- (2) 円滑な移動と墜落防止のために、適切な高さと十分な強度を持った腰壁や手すりを設置することが重要である。
- (3) 笠木や手すりは、勾配を適切に設定するなど、上部に物が置けない形状とすることが重要である。

3 屋内プール

- (1) 水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に揮発性のある消毒剤によりプール室の天井、壁等が腐食することのないよう留意することが重要である。特に、水槽は安全かつ衛生的であるとともに、維持管理のしやすいものとすることが重要である。
- (2) 出入口その他の部位の気密性に留意して設計することが重要である。
- (3) プール及び付属施設の床は、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。

4 手すり

- (1) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さと十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、児童の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。

- (2) 廊下・階段等の手すりは、児童が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。なお、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ、二段手すりを整備することも有効である。
- (3) 階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (4) 手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないよう終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。
- (5) 必要に応じ、設置高さ等に留意しつつ、障害のある児童や教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるよう滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側、便所などに設けることが望ましい。

第6章 屋外計画

第1 基本的事項

1 教育的環境の向上

- (1) 防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。特に、屋外に避難路^{*}を計画する場合においては、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状とともに、滑りにくい仕上げとすることが重要である。

^{*}避難路：避難する際に通行する道路、通路、階段そのもの。一方、避難経路は、ある場所から避難目標地点まで最短時間でかつ安全に到達できる道筋をいう。

- (2) 定期的な点検等を通じて安全を確保することが重要である。
- (3) 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが望ましい。この場合に、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。
- (4) 階段やスロープの上り口に、車いすの利用者などによる滞留が生じないよう、十分な面積の上り口を確保することが望ましい。
- (5) 屋外における活動内容及び学年段階に応じた児童の人体寸法、動作寸法、行動特性等との適合に配慮して各施設部分を計画し、設計することが重要である。
- (6) 現存する森、樹木、池等や自然の傾斜、段差等を有効に活用するように各施設部分を計画し、設計することが望ましい。
- (7) 校舎の屋上、壁面、テラス、ベランダなどについて緑化することが、環境を考慮した施設づくりという観点からも有効である。
- (8) 環境を考慮した学校施設としての取組として、太陽光パネル、風力発電装置等を設置することは、環境教育における活用という観点からも望ましい。その際、環境教育に活用しやすいよう動線等を考慮して計画することが望ましい。
- (9) 手洗い、うがい等のための設備を設置する空間を屋外との主要な出入口近傍に計画することが望ましい。

2 総合的な計画

- (1) 各施設部分・空間等は、相互の調和や全体的な景観に配慮し、全体としてまとまりのある連続した空間として計画し、設計することが重要である。
- (2) 関係する建物部分との連絡に留意し、かつ、建物部分との景観上の調和を図るなど学校施設全体としてまとまりのある空間として計画することが重要である。
- (3) 文化的な環境づくりのために、舗装面の装飾やモニュメントの設置等を計画することも有効である。

3 地域社会への貢献

- (1) 周辺の町並み、景観、雰囲気等と調和し、かつ、地域の文化的な施設としてふさわしい印象を与えるよう計画することが重要である。
- (2) 学校教育に支障を生じさせることなく、地域住民等の利用に対応できるよう計画することが望ましい。

第2 屋外運動施設

1 共通事項

- (1) 教科体育、体育的行事、クラブ活動及び学校開放等における各種の運動、利用形態等に応じ、必要な機能を確保するよう計画することが重要である。
- (2) 学校開放時の利用も考慮し、運動器具庫、水栓等の配置、便所、更衣室等の附属施設との連絡等に留意して計画することが重要である。また、必要に応じ、周辺住民等への影響に配慮しつつ夜間照明等の設備についても計画することが望ましい。
- (3) 避難所となる場合には、断水時でも便所が利用できるよう、マンホールトイレを整備することも有効である。
- (4) 必要に応じ、日除けのための施設を適当な通風の得られる位置に設けることが望ましい。また、観覧のための空間を、必要に応じ、確保することも有効である。
- (5) 屋上に運動施設を計画する場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

2 屋外運動場

- (1) 各種運動等の実施に必要な面積、形状等を確保することが重要である。
- (2) 構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備え、また、適度の保水性と良好な排水性を確保するように計画し、設計することが重要である。
- (3) 表層部分の材質は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動の内容に最も適した種類を選定することが重要である。
芝生を用いる場合には、気候・土壤条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
- (4) 固定施設等は、児童の発達段階、利用状況等に応じ、必要な種類、数等を検討して、児童のみで利用しても十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である。特に、朝礼台や金属のポール等は必要に応じ、カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また、児童の想定外の使い方による落下、衝突、転倒などに配慮することが望ましい。
- (5) 固定施設等については定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。
- (6) 固定施設等は、設置状況を踏まえた上で十分な動作空間を確保し、陸上運動やゲーム、ボール運動などの実施に支障とならないよう配置することが重要で

ある。

3 低学年用屋外運動場

- (1) 必要な面積、形状等を備えた低学年専用の運動場を計画することが望ましい。
- (2) 低学年児童の学習・生活領域に近接させて計画することが望ましい。
- (3) 運動場の各部は、児童のみで利用しても十分な安全性を確保できるよう留意して計画することが重要である。
- (4) 芝生を用いる場合には、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
- (5) 固定施設等は、児童の発達段階、利用状況等に応じ、十分安全であるとともに、運動技能の向上につながるよう計画することが望ましい。
- (6) 摆れ、回転、滑降等を伴う固定施設等の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。

4 屋外プール

- (1) 水槽部分は、利用内容等を考慮し、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保することが重要である。
- (2) 低学年児童が楽しく遊ぶことができるような形状等を工夫したプールを計画することも有効である。
- (3) 水深については、急激な変化のない適切な深さとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、低学年児童の利用、児童の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。
- (4) 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間でプールを共同利用する際の水深調節の計画は、低学年児童の安全性を考慮して、使用方法や監視体制等の運用面と合わせて検討することが重要である。
- (5) 水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に、水槽は、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。
- (6) プール及び附属施設の床には、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。
- (7) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
- (8) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。
- (9) 附属施設は、利用状況等に応じた適切な面積を確保し、見学者の動線の設定に留意しつつ、児童等が利用しやすいよう配置することが重要である。また、

必要に応じ、採暖室を計画することが望ましい。

- (10) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。
- (11) 周囲に、遮へい板、囲障等を設けることが重要である。また、防犯設備の設置も有効である。
- (12) 熱中症予防や利用期間の延長、見学者等のため、プールに上屋を設けることも有効である。特に、寒冷地や屋上型の水泳プールについては、保温効果をあげる観点から、上屋を設置することも有効である。
- (13) 災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。

第3 屋外教育環境施設

1 共通事項

- (1) 生活、理科、総合的な学習の時間等の学習活動における利用内容、利用方法等に応じ、効果的に活用することのできる機能を備えるよう施設種類、施設内容等を適切に計画することが重要である。
- (2) 児童数、利用状況等を考慮して必要な面積その他の規模を確保し、適切な設備の種類、数等を計画することが重要である。

2 屋外運動広場

- (1) 児童の興味と関心をひくような種類の施設、設備等を計画することが重要である。
- (2) 学年段階に応じた児童の体力、運動内容等を考慮し、運動技能の向上に資するような施設規模、設備の形状、寸法等を計画することが重要である。
- (3) 施設の形状、設備の機能及び形状等は、児童の運動能力等を考慮し、十分安全に計画することが重要である。

3 屋外集会施設

- (1) 地域との連携、交流の場としての活用を含め、各施設の利用目的等に応じ、ステージ、観客席、炊さん設備、食事のための施設など必要な設備・施設を計画することが重要である。
- (2) 語らい、憩い、交流等の場は、ベンチ等の配置、植栽、意匠等を工夫してふさわしい雰囲気に計画することが重要である。

4 屋外学習施設

- (1) 観察、実習等のための適切な植物、魚、動物等を選択し、組み合わせて計画することが重要である。
- (2) 水生植物、水生動物等の観察を行うことのできるような小川、池等を設ける場合は、適切な水深等とし、水質の保全に留意して計画することが重要である。
- (3) 敷地内に地域の自然を確保した生物の生息空間（ビオトープ）を計画するこ

とも有効である。

第4 緑地

1 共通事項

- (1) 植栽のもつ機能を積極的かつ効果的に学校施設に取り入れることが重要である。
- (2) 維持管理の方法を十分検討しつつ、樹木の成長等の状況を十分予測し、長期的な展望のもとに緑化計画を策定することが重要である。
- (3) 土地的条件、気候的条件や樹木等の特性を考慮しつつ適切な植物材料を選定することが重要である。
- (4) 明るい雰囲気を作り出し、学校への愛着や思い出につながり、地域住民が誇りや愛着をもつことのできるよう計画することが望ましい。
- (5) ベンチ等を配置するなどして自然との触れ合いを促す雰囲気に計画することが望ましい。
- (6) 校地内に緑化の空間を十分確保することのできない場合などにおいては、安全性に十分留意しつつ、建物の外周部、屋上等を緑化に活用することが重要である。

2 樹木

- (1) 樹高の高い樹木をまとまりをもたせて校地周辺部、校舎周囲等に配植することも有効である。
- (2) 郷土産のものを中心に、四季の変化、生態、生理等を観察することができるような樹種を選定することが望ましい。
- (3) 樹木の配植は、目的とする機能を有効に発揮することができるよう樹種、機能等に応じ間隔、配列等を設定し、校舎内や敷地周囲等からの見通しを妨げない計画とすることが重要である。なお、植物の長期的な自然の生態を観察できるような自然林などを計画することも有効である。
- (4) 校地周辺部への樹木の配植は、周辺地域等へ支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、周辺地域の景観と調和し、良好な景観の構成に貢献するとともに、地域の文化的な施設としてふさわしい雰囲気となるよう計画することが望ましい。
- (5) 校舎等の建物周囲への樹木の配植は、室内の採光、通風等に支障を生じることのないよう計画することが重要である。
- (6) 樹形、配植する空間の規模との釣合等に留意しつつ、1本又は数本の樹木を前庭部、建物周囲、校庭等にポイント的に配列することも有効である。

3 植え込み

- (1) 低木による植え込みを、前庭部、校舎等の建物周囲、法面部、沿道部等に計画することも有効である。
- (2) 植え込みを計画する場合は、維持管理や防犯上死角の原因とならないことに十分留意しつつ、目的、場所等に応じた適切な樹種を選定し、ある程度の密度

第6章 屋外計画

をもって配植することが望ましい。

- (3) 樹高の高い樹木と組み合わせる場合には、植え込みに日照障害を生ずることのないよう留意して計画することが重要である。

4 芝生

- (1) 芝生のもつ効用を、維持管理及び植栽場所に十分留意しつつ、効果的に活用することも有効である。
- (2) 使用目的及び使用場所に適した種類の芝を選定することが重要である。
- (3) 樹木等と併用する場合は、芝に日照障害を生じることのないよう留意して計画することが重要である。

5 花壇

- (1) 設置位置は、日当りがよく、目につきやすく、かつ、管理に容易な場所とすることが望ましい。
- (2) 栽培する草花等の種類は、開花の時期及び期間、管理の難易等を十分検討し、適切なものを選定することが望ましい。
- (3) 形状等については、複雑な形状及び過度の広さとすることは避け、周囲をレンガ、ブロック等で縁どり、適当な規模に区画することが望ましい。
- (4) 花壇とは別に、花壇面積に応じた十分な苗場を用意しておくことが望ましい。

6 生け垣

- (1) 潤いのある親しみやすい環境を構成する上で、侵入防止、目かくし、防じん、防音等遮へいの必要な部分に生け垣を計画することも有効である。
- (2) 生け垣を計画する場合は、場所及び目的に応じ、生け垣の種類や使用する樹木等を選定し、防犯上も考慮し計画することが重要である。また、景観構成上も有効となるよう配植することが望ましい。
- (3) 校地周辺部に計画する場合は、目的とする機能の確保に留意しつつ、変化をもたせ、厚みを感じるよう計画することが望ましい。
- (4) 校地内の施設の境界に計画する場合は、目的とする機能の確保に留意しつつ、区画する施設その他の背景と調和し、かつ、校地内の良好な景観を構成するよう樹種、配植等を計画することが望ましい。

第5 その他の屋外施設

1 門

- (1) 児童等の通行量が最大となる時間帯の通行密度、緊急車両の通行等を勘案するとともに、避難所となる場合においては大型車両による物資等の搬入を見据え、十分な幅の通行部分を確保することが重要である。
- (2) 門廻りの囲障等の仕様、配置等に留意しつつ、必要に応じ、門扉を境界線より後退させて配置することが望ましい。
- (3) 門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に

配慮することが重要である。

- (4) 地域の公的な施設としてふさわしい象徴性・文化性に配慮した意匠とすることが望ましい。
- (5) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、門の施錠管理を適確なものとすることが重要である。また、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。
- (6) 見通しのきかない位置に門を設けざるを得ない場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- (7) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。また、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。
- (8) 避難所等となる場合においては、避難所等である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。

2 囲障等

- (1) 囲障は、地域の状況に応じ防犯にも留意しつつ、周辺環境に調和し、開放的で親しみを感じられるよう計画することが望ましい。
- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らないものとすることが重要である。また、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保することが望ましい。
- (3) 防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。
- (4) 生け垣とする場合には、維持管理や周辺への影響について十分検討し、適切に樹種を選択し、配列することが重要である。
- (5) 運動場と校舎等の建物との位置関係、運動場周辺の住宅、道路等の状況等に応じ、防球ネット、フェンス等を計画することが望ましい。なお、敷地境界に計画する場合は、植栽や生け垣等と組み合わせて計画することが望ましい。
- (6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計するとともに、定期的な点検等を通じて安全を確保することが重要である。

3 駐車場、自転車等駐車場

- (1) 必要最小限の自動車や自転車等の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 出入りに伴う騒音、排気ガス等が学校教育活動や周辺に影響を及ぼすことのないよう計画することが重要である。
- (3) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、

来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。

- (4) 建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす使用者等の利用する駐車場を確保するとともに、わかりやすい表示とすることが望ましい。

第7章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性能

- (1) 児童等が学習、生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保するように計画し、設計することが重要である。
- (2) 大地震後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して設計する等、外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。また、天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。
- (3) 多様な学習内容・学習形態に対応する上で必要とされる学校固有の空間の構築に対し、十分安全な構造を計画し、設計することが重要である。
特に、桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。
- (4) 必要となる空間、設備等の改造等に対し構造上十分な余裕を確保した設計とすることが望ましい。
- (5) 木材が持つ優れた性能・効果等によって、温かみと潤いのある学習環境・生活環境等を確保するため、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することも有効である。

2 耐久性能

- (1) 経年に対する十分な耐用性を確保できるよう設計することが重要である。
- (2) 気候的条件や地理的特性等の環境条件による影響に対し、十分な耐久性を確保できるよう設計することが重要である。
- (3) 将来の施設機能の変化に対応するため、構造体 자체の耐久性を高め、内部区画・仕上げ等の部分は構造体と分離する等、長期間有効に使用できる建物として計画することが望ましい。

第2 上部構造

1 建物形状

- (1) 変形、ねじれ、力の集中等ができるだけ生じさせないよう構造的に均衡のとれた形状とすることが重要である。
- (2) 構造的な均衡、将来の室機能及び設備の変動等に留意し、階高及びスパン割を適切に設定することが重要である。
- (3) 複数の構造種別を組み合わせる場合や不整形あるいは細長い形状の建物となる場合には、建物各部に不均衡な力が生じないよう構造的に適切に分割して設計することが重要である。

2 鉛直力に対する設計

- (1) 建物自重及び積載荷重を実状に応じ設定し、当該建物に掛かる鉛直力を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 構造形式を適切に設定し、当該構造形式に応じ、部材の必要な断面を確保することが重要である。
- (3) たわみや振動などを生ずることがないよう横架材の配置及び床版の面積を適切に設定し、必要な部材断面を確保することが重要である。

3 地震・風による水平力に対する設計

- (1) 地盤条件や建物形状等に留意しつつ、地震・風等による当該建物にかかる水平力を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 構造上支障となる変形、ねじれ、力の集中などを生じないよう構造形式を適切に設定し、構造種別に応じ、構造要素を各階各方向に釣合よく配置することが重要である。
- (3) 二次壁を設ける場合には、それらの取り付く柱、梁等の剛性への影響に十分留意し、せん断破壊等を生じないよう設計することが重要である。
- (4) ピロティを設ける場合や屋内運動場を校舎と重ねる場合などにおいては、当該層の水平剛性を上下の層と著しく異なることのない範囲に設計することが重要である。
- (5) 各階各方向には十分な耐震壁を配置することが重要である。なお、耐震壁を十分取ることができない場合においては、架構に余力をもたせた設計とすることが望ましい。
- (6) 建物の上層階に荷重の大きいものを設ける場合等においては、建物の振動性状について十分検討することが重要である。
- (7) 鉄骨造及び木造の建物は、変形が過大とならないよう設計することが重要である。また、鉄骨造の柱・梁端部（柱脚部、梁と鉄筋コンクリート造構造体の接合部）や筋かい接合部の設計では構造体の十分な韌性の確保に配慮することが重要である。
- (8) 高層化する場合は、風等による振動や構造体の変形等に十分留意することが重要である。
- (9) 天井材、外壁、窓ガラス等の非構造部材についても、破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。

4 積雪に対する設計

- (1) 当該建物にかかる積雪荷重を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 大スパンの構造物は、屋根の形状を十分考慮して積雪荷重を設定することが重要である。特に、屋根面の積雪の分布が著しく偏る状態が予想される場合には、その影響について十分検討することが重要である。
- (3) 多雪地域において屋根に雪の落下を抑制する措置を講じる場合には、屋根面の積雪荷重の設定に特に留意することが重要である。

5 洪水、高潮、津波に対する設計

学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、児童等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。

6 その他

- (1) 建物から突出する部分は、必要な耐震、耐風、耐寒冷性等を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 広い面積を有する屋根は、各構成部材に十分な強度を有するものを使用し、各部材相互を確実に緊結することが重要である。
- (3) 天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。

第3 基礎

1 共通事項

- (1) 直接基礎におけるスラブ形式又は杭基礎における杭の工法及び種類を適切に設定することが重要である。
- (2) 構造的に一体となる建物は、基礎形式は1種類とし、良質かつ同一の地盤に支持させることが重要である。
- (3) 施工に伴う周辺への影響等に十分留意し、適切な基礎工法を計画することが重要である。

2 鉛直力に対する設計

- (1) 直接基礎の場合においては、支持させる地盤の土質、地耐力等に応じ、十分な接地面積を確保し、断面形状を適切に設計することが重要である。
- (2) 杭基礎の場合においては、中間層の土質、支持層の地耐力等に応じ、支持方式を適切に設定し、杭の種類、断面形状等を適切に設計することが重要である。
- (3) 地盤沈下を生じている地域及びその可能性がある地域において杭基礎を用いる場合には、必要に応じ、負の摩擦力の検討を行うことが重要である。

3 水平力に対する設計

- (1) 直接基礎の場合においては、雨水等による洗掘、寒冷地における凍上等に留意しつつ、水平力に対する抵抗を考慮し、基礎の根入れ深さを適切に設定することが重要である。
- (2) 杭基礎の場合においては、必要に応じ、負担する水平力に対する杭の安全性を検討することが重要である。
- (3) 杭基礎の場合においては、地震等により建物にかかる水平力を確実に地盤に

伝えることができるよう基礎スラブと杭頭との接合部に必要な強度を確保することが重要である。

第4 既存施設の耐震化推進

1 優先的な耐震化対策

地震発生時における児童等の人的被害を防止するため、個々の学校施設の耐震性能を適確に把握した上で、当該地域に予測される地震動の大きさも考慮し、倒壊又は大破する恐れのある危険度の大きいものから優先的に改築や耐震補強等の耐震化事業を実施していくことが重要である。

2 耐震化推進計画の策定

- (1) 耐震化に関する個別事業の緊急度や年次計画等を内容とした耐震化推進計画を策定するため、行政関係者、学校関係者、学識経験者等で構成する検討委員会を設置することが重要である。
- (2) 耐震化推進計画を策定する際には、一定の期間を設定し、具体的な目標を策定することが重要である。また、策定した目標が実現可能となるよう年次計画を設定し、耐震化の着実な推進に努めることが重要である。
- (3) 具体的な耐震補強方法の選択に当たっては、様々な工法について工事費や工事単価を比較検討するなど、合理的な耐震化推進計画の策定に努めることが重要である。
- (4) 地方公共団体等の設置者は、所管する学校施設の耐震診断結果や耐震化推進計画の内容等について、学校関係者に対し公表した上で、耐震化事業の緊急度等について幅広い合意を形成していくことが重要である。

3 非構造部材等の耐震化対策

屋内運動場や校舎等における天井材、体育器具、照明器具、電気・機械設備機器、家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い、破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。

4 質的向上への対応

既存施設の耐震化を推進する際、多様な学習形態への対応、ICT環境の整備、ゆとりと潤いのある施設づくり等、学校施設の質的向上に係る課題についても併せて十分に検討し、総合的な見地から必要な対策を講じることが重要である。

第5 その他

1 建物付設物

- (1) 塔屋、高架水槽、屋外突出煙突等の建物付設物は、設計震度を建物より大きく設定して設計することが重要である。
- (2) 建物との接続部分は、十分な強度を確保するよう設計することが重要である。
- (3) 建物の屋外に避難階段を設ける場合には、基礎、建物との接合部等に十分な

耐力を確保することが重要である。

2 渡り廊下

- (1) 渡り廊下を設ける場合には、基礎、架構等の各部材及び接合部には十分な耐力を確保することが重要である。
- (2) 渡り廊下と校舎、屋内運動場等との取合い部は、構造的に分割するなど地震時等に被害を受けないよう留意して設計することが重要である。

3 屋外施設

- (1) フェンス、バッケネット、大型ポール等を設ける場合においては、基礎の根入れ深さを適切に設定し、基礎、支柱等の各部材、接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。
- (2) 門柱、塑像、石碑等を設ける場合においては、基礎等の根入れ深さを適切に設定し、基礎、台座等の各部材、接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。
- (3) 小規模な構造物等で組積造とする場合においては、基礎の根入れ深さを適切に設定し、配筋及び控壁の設置などに留意しつつ、基礎、壁体等の各部材、接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

第8章 設備設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 多様な学習及び生活の諸活動等において児童等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性、防犯性など安全性を考慮して計画し、設計することが重要である。
- (2) 児童の誤っての接触や教材・教具等の衝突などによる事故等の防止に十分留意して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画することが重要である。
- (3) 機器等は十分堅牢なものとなるよう計画し、設計することが重要である。また、機器等の設置及び配管は、地震時等においても事故や落下・転倒等による危険の生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。

2 信頼性

- (1) 安定した確実な性能の機器を選定し、システムを計画し、設計することが重要である。
- (2) 構造体の変形に柔軟に追従することができるよう配管、配線等を設計することが重要である。

3 機能性

- (1) 学習、生活等において要求される各室・空間の機能及び環境を確保し、維持することができるよう平面計画、各室計画等と総合的に計画し、設計することが重要である。その際、必要に応じて、障害者や高齢者の利用を考慮した計画とすることが望ましい。
- (2) 将来の学習内容・学習形態等の変化や情報通信機器の導入及び機器の進展、地域住民の学習活動での利用の増加等に伴い必要とされる機能の変化に柔軟に対応できるよう十分な弾力性を確保して計画し、設計することが望ましい。
- (3) 環境教育に直接寄与する設備・計測機器等の設置を計画することも有効である。
- (4) 災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、LPガスが使用できる設備、避難者のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。

4 快適性

- (1) 自然環境を最大限活用しつつ、光、空気、熱、音等の環境条件を良好な状態に維持できるよう計画し、設計することが重要である。
- (2) 各室・空間の利用内容、利用状況等に応じ、温熱環境を含めた適切な環境が得られるように計画することが重要である。

4 利便性

- (1) 各室・空間の利用状況等に応じ利用者が各設備を適宜運転し、停止し、又は調節することができるよう操作性の確保や系統の設定などに留意して計画し、設計することが重要である。なお、各室・空間の状況に応じ設備を自動的に制御できるようなシステムを計画し、設計することも有効である。
- (2) 室・空間を分割して利用することを計画する場合には、分割した各空間において必要となる設備を確保し、適宜操作することができるよう設計することが重要である。
- (3) 構造体や内部区画及び仕上げの形式に関わらず設備機器等の更新・増設等に柔軟に対応できるようにするとともに、必要とする維持管理を適切に行うことができるよう維持管理の方法について十分検討して計画し、設計することが重要である。

5 効率性

- (1) 各室・空間の利用内容、利用状況等に応じエネルギーを効率的かつ適切に供給することができるよう平面計画及び各室計画と併せ総合的に検討して計画し、設計することが重要である。
- (2) 設備機器・システムは、環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画し、設計することが重要である。
- (3) 太陽熱給湯や太陽光発電、風力発電等については、導入規模、維持管理方法、休暇期間中の対応等を十分考慮して計画することが望ましい。
- (4) 節水型機器の導入、雨水の便所洗浄水や校庭散水への利用、排水再利用など水資源を無駄なく有効に活用する工夫をすることが望ましい。

第2 照明設備

1 共通事項

- (1) 照明器具は、当該空間の利用内容、利用時間帯等に応じ必要となる照度を確保し、見やすくまぶしさのない良質な光の得られるものを選定し、設計することが重要である。
- (2) 照明器具の配列は、当該空間の面積、形状等に応じ、活動空間の各部における明るさの分布が均一となるよう、また、まぶしすぎないよう設定することが重要である。
- (3) 照明器具の設置位置は、必要な維持管理等の方法、他の活動空間、周辺地域等に与える影響等について十分検討し、適切に決定することが重要である。特に、夜間照明については、光が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。
- (4) 照明の配線系統は、適宜各部の照明の点滅等を行うことができるよう照明器具の配列等に応じ適切に計画し、設計することが重要である。

- (5) 照明の点滅装置は、操作しやすい仕様のものを選定し、適切な位置に配置することが重要である。また、省エネルギーの観点からは、センサー等を利用した方式を選定することも有効である。
- (6) 変化のある空間づくりのために、均一な照度を確保するための全体照明とは別に、照度に変化を持たせた雰囲気づくりのための照明計画を行うことも有効である。

2 室内照明設備

- (1) 各室・空間の照明の方式、器具の種類、配列及び設置位置は、当該各室・空間の面積、形状等に応じ、適切に設定し、設計することが重要である。
- (2) 授業時などにおいて児童が注視する面及び視野に入る部分に設置する照明設備は、照明の光源が直接児童等の目に入らないよう照明の方式を適切に設定し、向きに留意して適切な位置に配置することが重要である。
- (3) コンピュータや視聴覚機器を設置する室・空間の照明設備は、コンピュータや視聴覚教育メディアのディスプレイ画面等への光源の映り込みを防止することができるよう照明の方法及び照明器具の種類を適切に設定し、ディスプレイ等の機器の配置に応じ適切に配列することが重要である。
- (4) 視聴覚教育メディアを頻繁に活用する室・空間の照明設備は、必要に応じ適宜室内各部の照度を調節できるよう設計することが望ましい。
- (5) 照明設備は落下防止措置を行うとともに、必要に応じ、破損防止の措置を講じることが重要である。特に、運動を行う室・空間の照明設備は、破損・落下防止の措置を講じるとともに、活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。
- (6) 災害時の利用も踏まえ、自家発電設備で発電した電気で屋内照明を点灯させるために配線を工夫することや、可搬式発電機の取付口を設けておくことが望ましい。また、省エネ型の照明器具は非常時に電力供給量が不足する場合にも有効である。
- (7) 避難所となる場合には、居住スペースとなる部分について、夜間に明るすぎて避難者が眠れないことがないよう、調光機能付きの照明とすることも有効である。

3 屋外照明設備

- (1) 外気に直接露出する機器等は、当該地域の気候的状況等を勘案し、十分な耐候性を備えるよう計画し、設計することが重要である。
- (2) 照明機器は、必要に応じ、破損防止の措置を講じるとともに、堅固に取り付けることが重要である。また、周辺環境への影響を考慮するとともに、必要に応じ、非拡散性の光源のもので計画することが重要である。
- (3) 防犯や防災を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として常夜灯を設けたり、建物、前庭部等をライトアップすることも有効である。

- (4) 避難路については、夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。

第3 電力設備

1 コンセント

- (1) 各室・空間におけるコンセントの種類、規格、数等は、当該各室・空間における電力を使用する機器等の種類、数、使用電力量等を適切に把握するとともに、将来における各室・空間の使用方法等の変更にも対応できるよう設計することが重要である。
- (2) 各室・空間におけるコンセントの設置は、使いやすい位置に、安全な仕様で設計することが重要である。
- (3) フロアコンセントを設ける場合は、清掃等の維持管理に留意し、位置、設置方法等に十分検討して設計することが重要である。
- (4) 電圧の高いコンセントには、その電圧、用法等を明記することが望ましい。
- (5) 安全性を考慮し、特に湿潤な部分や実験机・台などに設けるコンセントには、漏電遮断器を介して電気を供給するよう設計することが望ましい。

2 受変電設備、自家発電設備等

- (1) 受変電設備、自家発電設備の容量は、電気を必要とする機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。なお、将来の電力需要の増大に伴う受変電設備の増設に配慮した計画とすることが望ましい。
- (2) 避難所となる学校施設においては、災害による停電時にも照明などに電気が使えるよう、自家発電設備を整備することも有効である。
- (3) 電力使用量を常に把握するため、電力値を計測できるよう設計することも有効である。
- (4) 受変電設備、自家発電設備は、津波、洪水、高潮等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要である。
- (5) 受変電設備、自家発電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講ずることが重要である。
- (6) 太陽光発電設備を整備する場合には、停電時においても自立運転でき、充電した電気を夜間にも使えるよう蓄電機能を備えておくことが望ましい。
- (7) 風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。
- (8) 配線の系統は、用途等に応じ、適切に区分して設計することが望ましい。

第4 情報通信設備

1 映像系設備

- (1) 共聴アンテナによりテレビ放送等の受信を行う場合には、電波の增幅、各室への配線経路等に十分留意することが重要である。
- (2) 共聴アンテナを建物外構に設置する場合には、転倒防止、維持管理の方法等

について十分留意して設置することが重要である。

- (3) 校内番組などの放送のための設備を設置する場合には、受信する各室における映像等の選択、調整等に留意しつつ、送信する映像等の種類に応じ、適切な送信方式を検討し、設計することが重要である。
- (4) テレビ等の受像装置は、窓、照明等の位置を考慮して適切な位置を選定し、台、壁等に堅固に取り付けることが重要である。
- (5) テレビ等の放送方式に係る技術の進展を、あらかじめ見込んで計画することも有効である。

2 音声系設備

- (1) 拡声器等は、利用目的に応じ、可聴範囲に留意しつつ、適切な位置に、堅固に取り付けることが重要である。
- (2) 受信側で音量を任意に調節できるよう設計することが重要である。
- (3) 非常に児童等の速やかな避難行動を促すことができるよう、停電時にも対応できる校内放送設備を整備することが重要である。
- (4) 屋外に設置する拡声器については、その音響が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。
- (5) 施設一体型の義務教育学校等においては、校内放送設備やチャイムの設定について、学年段階の区切りの違いによる教育内容・教育方法や時間割を踏まえ計画することが重要である。

3 ICT 設備

- (1) 校内電話、インターホン、無線 LAN、テレビ会議等の設備は、利用の目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保できるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。
- (2) 管理関係室から離れている室等には、必要に応じ、校内電話等の通信設備を設けることが望ましい。
- (3) コンピュータ、視聴覚教育メディア等のネットワークを構築する場合には、ネットワークに組み込まれる各室・空間に、無線 LAN やコンセントを適切に配置することが重要である。
- (4) 室内、廊下等を含めた校内のあらゆる場所で、急速に変化する様々なメディアに対応できるよう、床仕上げ、配線等に柔軟性を持たせた設計とすることが重要である。
- (5) 校内各所への情報端末や各教室へのプロジェクタの設置等についても、将来の対応を含めて十分に検討することが重要である。
- (6) 災害情報を入手するため、防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。
- (7) 非常ににおいては、安否確認や救援要請など、外部との連絡が必要となることから、行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお、津波等の災害により孤立する可能性がある場合には、

救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。

- (8) 避難所となる場合には、災害時に避難所利用者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう、特設公衆電話※等の避難所の情報通信環境を整備することが重要である。

※特設公衆電話：災害時の避難所での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる公衆電話。

第5 給排水設備

1 給水設備

- (1) 受水槽、高架水槽等は、学習、生活等において利用する水の量を児童数、教職員数等に応じ適切に算定し、同時使用率を考慮して適切な容量を設定し、適切な位置に設置することが重要である。また、災害時の利用も考慮して整備することも有効である。
- (2) 飲料水用の給水設備については、水質管理等衛生管理に十分配慮することが重要である。なお、水槽の設置については、衛生管理を行いやすいよう位置を適切に選定し、周囲に管理作業上必要な動作空間を確保することが重要である。
- (3) 水栓の個数、配置及び配管の経路は、利用状況に応じ、支障なくかつ効率的に水の供給を行うことができるよう適切に設計することが重要である。
- (4) 屋外における教育活動の実施を考慮し、必要に応じ、普通教室、特別教室前のテラス等への水栓の設置について計画することも有効である。
- (5) 飲料用の浄化装置等を備えた水道についても、必要に応じ設置を検討することが望ましい。
- (6) 散水設備を設置する場合には、必要な散水能力を合理的に設定し、利用しやすく、児童等の運動や学習・生活活動に支障を生じないよう適切に位置を選定し、設計することが重要である。
- (7) 消防用水や生活用水として、雨水貯留槽の水を利用する計画とすることは、災害時にも有効である。

2 排水設備

- (1) 当該地域における公共下水道施設の整備状況等を十分把握し、排出される汚水、雑排水等を適切に処理することのできる排水方式を計画し、設計することが重要である。
- (2) 下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。
- (3) 凈化槽等を設ける場合には、児童数及び教職員数、地域からの利用者数等に応じた適切な処理能力をもつよう設計することが重要である。
- (4) 凈化槽、配管経路等は、雨水が流入し、又は汚水が流出することのないよう適切な構造とすることが重要である。

- (5) 凈化槽等の設置は、清掃車が駐車できる部分との連絡がよい位置を選定し、周辺に管理作業上必要な空間を確保することが重要である。
- (6) 廃液を発生する実験・実習室等においては、簡易廃液処理装置等の設備を設置することが重要である。
- (7) 調理室においては、バスケットを備えたグリーストラップ等の設備を設置することが重要である。

第6 空気調和設備

1 共通事項

- (1) 地域の気象条件、建物規模、設備を必要とする各室・空間の面積、形状、利用目的及び利用時間、児童や教職員等の健康面への影響、適切な換気の方法、維持管理等の諸条件を総合的に検討し、設計することが重要である。
- (2) 配管系統は、各室・空間において適宜設備の運転、停止及び調節を行うことができるよう適切に区分して設定することが重要である。
- (3) 操作・制御装置は、操作しやすい仕様とし、適切な位置に配置することが重要である。

2 換気設備

- (1) 各室・空間の利用内容等に応じ、十分な換気量を確保するため、適切に設置を計画することが望ましい。
- (2) 火気を使用する室、じんあい、ガス、臭気等の発生を伴う室、冷暖房の行われている室、活動内容により密閉状態で利用する室等においては、必ず換気設備を設置することが重要である。また、その他の室・空間にあっても室内空気汚染の低減のため、換気設備を設置するとともに、日常的な運転及び定期的な清掃・点検を行うことが重要である。
- (3) 必要な換気量を適切に設定し、これに見合うよう種類、規格、数等を計画し、設計することが重要である。
- (4) 設置位置は、当該各室・空間の形状等に応じ、適切な高さ、配置等とすることが重要である。
- (5) 新鮮空気の取入れ口は、適切な面積を確保し、冬季において冷風が直接児童等の体に当たることのないよう仕様及び位置を適切に設定し、設計することが重要である。
- (6) 学習の過程においてじんあいの発生する室・空間には、必要に応じ、除・集じん装置を設けることが望ましい。

3 冷暖房設備

- (1) 地域の気象条件、騒音等の周辺環境、地域への開放を含めた各室・空間の利用内容等に応じ、冷暖房設備を計画することが重要である。
- (2) 当該各室・空間の壁、開口部などの断熱化、室形状、自然の通風条件等と併せ総合的に計画することが重要である。

- (3) 設置する各室・空間の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じ、冷暖房の負荷を適切に設定し、方式、規格、数等を計画し、設計することが重要である。
この際、室・空間を分割し、効率的かつ効果的な計画とすることも有効である。
- (4) 設置位置は、当該各室・空間の形状、机などの配列等に応じ、適切に決定することが重要である。
- (5) 冷暖房の運転及び調節の方法、機器の安全性を十分検討し、適切に仕様を設計することが重要である。
- (6) 熱中症対策や衛生環境改善の視点から、地域の実態等に応じ、冷暖房設備の設置を計画することが重要であり、普通教室のみならず、特別教室等における設置も計画することが重要である。
- (7) 冷暖房設備の導入に当たっては、断熱性など省エネ性能の向上のほか、二酸化炭素濃度低減など良好な室内環境の確保のため、適切な換気方法について検討しておくことが重要であり、必要に応じて、全熱交換器を導入することも重要である。
- (8) 屋内運動場を体育活動や儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等に利用することを考慮し、地域の寒冷度、利用状況等を十分検討し、断熱性能を確保した上で、冷暖房設備の設置を計画することが重要である。
- (9) 保健室や特別支援学級関係室等は、地域の寒冷度等に応じ、冷暖房設備の設置を計画することが重要である。
- (10) 災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置を計画することも有効である。
- (11) 避難所開設時には、冷暖房設備を設置した室を、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとすることも有効である。

第7 防災設備

- (1) 自動火災報知設備、非常用押ボタン等の警報設備は、火災の発生を早期に感知し、児童、消防機関等に迅速に通報できるよう建物規模等に応じ適切に設計することが重要である。
- (2) 屋内消火栓設備等の消火設備は、火災の発生時に早期に適切に消火し、被害を最小限に抑えることができるよう建物規模等に応じて適切に設計することが重要である。
- (3) 避難器具、避難設備などは、火災時における児童等の安全な避難を確保できるよう建物規模、児童等の人数等に応じ適切に設計することが重要である。
- (4) 消防用設備などについては、児童の日常における学習、生活等に支障を生じることがないよう設置のために必要な空間を適切な位置に確保することが重要である。
- (5) 防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、児童等に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。
- (6) ガス使用場所においては、ガス漏れ検知器について計画することが重要である。

第8 その他の設備

1 昇降機設備

エレベーターの設置については、障害のある児童、教職員の在籍状況、特別支援学校等との交流及び共同学習や地域住民への開放の計画、学校給食等物品の運搬等を総合的に検討し、位置、規格等を計画し、設計することが重要である。

2 廃棄物処理施設

- (1) ごみの減量化、環境教育の教材として、生ごみの堆肥化のための施設の設置することも有効である。
- (2) ごみのリサイクルの推進のため、児童等の主体的な取組を促すことも考慮し、ごみの保管場所や分別のための場所を明確に計画することも有効である。
- (3) 高層化する場合等において、各階における一般のごみ等の処理の方法に応じ必要となる設備等を、清掃等衛生管理の方法に十分留意して計画することが重要である。

第9章 防犯計画

第1 基本的事項

1 全体的な防犯計画

建築計画的な対応と建築設備的な対応について、デザイン面での配慮や他機能とのバランス、費用面での検討、学校や地域の特性等を踏まえ、個々別々ではなく総合的に計画し、安全管理に関する運営体制等のソフト面の対策とも併せ全体として整合性がとれたものとすることが重要である。

2 視認性・領域性の確保

屋外各部及び建物内の共用部分等は周囲からの見通しを確保した上で死角となる場所をなくし、どの範囲を何によってどう守るのかが明確になるよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

3 接近・侵入の制御

犯罪企図者の動きを限定し、学校の敷地内や建物内等、守る範囲への接近・侵入を妨げ、犯罪を抑止するよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

4 定期的な点検・評価の実施

防犯対策に係る施設・設備については、定期的に、また、必要に応じて臨時にそれらの機能について点検・評価し、不都合が生じている場合は、迅速に改修、修理、交換等の改善措置を講じることが重要である。

5 防犯設備等の積極的な活用

定期的な防犯訓練等を通じ、防犯設備の使用方法等について周知徹底を図ることが重要である。

第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策

1 施設配置

- (1) 校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物、屋外施設、門等の配置に留意することが重要である。また、建物等を増築する場合は、新たに死角となる場所をつくらないよう既存施設等との関係に十分に留意することが重要である。
- (2) 職員室、事務室等については、アプローチ部分や屋外運動場等を見渡すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置することが重要である。また、調理室等についてはサービス用車両の進入頻度も高いことから、その配置や動線計画について配慮することが望ましい。
- (3) 特に適切な指示・誘導や介助が必要な低学年の児童が活動する施設について

は、防犯上の安全性を確保するため、テラスや遊び場等の屋外スペースを含めその活動範囲を明確にしたり、敷地境界からの距離を十分に確保することや、非常時に即応可能なように、職員室や事務等の教職員の居場所から近い位置や見通しのきく位置に配置する等の配慮が重要である。

- (4) 建物等の配置上、やむを得ず死角となる場所については、防犯監視システムの導入や定期的なパトロールの実施等の対応をとることが重要である。

2 門

- (1) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入を防ぎ、かつ、登下校時や避難時に児童が円滑に敷地内外に出入りすることができるよう、門の施錠管理を適確なものとすることが重要である。
- (3) 登下校の利便性、サービス用車両の進入等のために、見通しのきかない位置に門を設けざるを得なかつたり、死角となつたりする場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- (4) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。
- (5) 外部からの来訪者が建物内の受付場所へ容易に行くことができるよう、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。
- (6) 外部からの来訪者を確認し不審者の侵入を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。

3 囲障

- (1) 学校の領域性を確保し不審者の侵入を防ぐため、周辺地域の状況や施設の配置に応じて守るべき領域の境界に囲障を計画することが重要である。
- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り死角を作らないフェンス等を採用することが重要である。また、周辺環境との調和を図るため、植栽等と組み合わせることも有効である。
- (3) 学校建物が周辺建物と密接して立地している場合等で、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保することが重要である。
- (4) 不審者の侵入や接近を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。

4 外灯

- (1) 夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地境界、建物周囲等の適切な位置に、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できる間隔で

外灯を設置することが重要である。その際、省エネルギー対策や近隣の住宅への影響等にも留意することが望ましい。

- (2) 不審者が侵入する可能性のある場所や通用門、駐車場等に、外灯とは別にセンサー付きライト等を必要に応じ設置することも有効である。

5 植栽

敷地周辺、敷地内の植栽については、環境に潤いを与える等の緑の持つ効果にも留意した上で、校舎内や敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないよう植栽計画を立案することが重要である。また、樹種、樹高等に応じ定期的に剪定する等の維持管理を行うことも重要である。

6 駐車場、自転車等駐車場

- (1) 自動車や自転車等を使用する来訪者を適確に確認できるよう、駐車場や駐輪場の配置、構造等に留意することが重要である。
- (2) 校舎内や周囲からの見通しを確保し、駐車場や駐輪場の中に死角を生じないよう配慮することが重要である。
- (3) 夜間における不審者の侵入や犯罪を防止するため、駐車場や駐輪場に外灯を設置し、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することが望ましい。

第3 建物の防犯対策

1 受付

- (1) 外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするため、運営体制を考えた上で、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置に、来訪者応対用の受付を設置することが重要である。
- (2) 受付では、外部からの来訪者が住所、名前、来訪目的等を記帳した上で、名札やリボンを着用するなど、不審者を識別できるようにすることが重要である。なお、名札やリボン等の適確な管理にも留意することが望ましい。
- (3) 受付は、職員室や事務室等に隣接した位置又はその一部や、開放部分の入口等に設置することが望ましい。
- (4) 学校の防犯対策については、保護者、地域住民、警備会社、警察等の協力の下に実施することが大切であり、これらの人々の学校内での控室を受付に隣接した位置に設置することも有効である。
- (5) 受付の周辺に、用件が曖昧な来訪者等を案内し一時待機させるためのスペースを設定しておくことも有効である。

2 窓・出入口

- (1) 接地階に位置する教室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。
- (2) 職員室や事務室等の建具のガラスを透明なものとし、教職員等の視線が常に

周囲に行き届き、校内の状況を把握できるようにすることも有効である。

3 避難経路

- (1) 非常に児童等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。
- (2) 避難経路に設ける出入口は、通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。

第4 防犯監視システムの導入

1 設置目的・場所

- (1) 防犯監視システムを設置する際は、外部からの来訪者の確認、見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制、児童等の安心感の醸成等、学校や地域の状況を踏まえ、その設置目的を明確化することが重要である。
- (2) 防犯監視システムは、見通しが困難な場所や死角となる場所にある門、建物の出入口付近、敷地境界、敷地内や建物内で人目が届かず死角となる場所等に設置することが有効である。

2 出入管理

- (1) 外部からの侵入を防ぎ、学校関係者のみが出入りできるように、建物の出入口等に、必要に応じてテンキーパッド、カードリーダー等の認証装置や遠隔操作による開閉装置を設置することも有効である。
- (2) 外部からの来訪者を適確に確認するため、門や受付場所のある建物の出入口等に音声タイプやテレビタイプのインターホンを設置することも有効である。

3 侵入監視

- (1) 目の届かない場所への外部からの人の出入りや人の存在の有無を把握するといった設置目的を明確化した上で、室内や敷地境界等にセンサーを導入することも有効である。
- (2) 防犯カメラを導入する場合は、モニター、記録装置等が必要であり、その設置目的に応じて、設置場所、監視・運用体制等を総合的に勘案することが望ましい。

4 監視体制への配慮

防犯監視システムの導入に際しては、モニター等による監視体制を併せて考慮することが望ましい。

5 夜間・休日の機械警備

警備会社と連携した防犯監視システムを導入し、夜間や休日における建物内へ

の侵入犯罪等の発生を把握し、適切に対応することで防犯対策をより確実なものとすることも有効である。

第5 通報システムの導入

1 通報装置

- (1) 緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、普通教室、特別教室、体育館等の児童等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置することが重要である。
- (2) 緊急事態の発生を関係者に迅速かつ適確に伝達するため、防犯ベル・ブザーや非常押しボタン等を校内の適切な場所に設置したり、ペンダント型押しボタン等を教職員に配布することも有効である。

2 連絡システム

- (1) 校内の児童、教職員等に緊急事態の発生とその具体的な内容、とるべき処置等を迅速に伝達するため、校内連絡システムを整備することが重要である。
- (2) 緊急事態発生時に、各学校から直接警察や消防等に通報できるホットラインを設けることも有効である。
- (3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡、情報管理、報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め、通信機器等の設備や打合せスペース等を確保しておくことも有効である。
- (4) 緊急事態発生時に、児童等の避難誘導、安全確認等を迅速に行うことができるよう、各学校の危機管理マニュアル、児童等の名簿や顔写真、緊急連絡先リスト、拡声器、通信機器等をまとめ、適切な場所を定め保管し、直ちに持ち出せるようにしておくことも有効である。

第6 その他

1 学校施設の開放時の留意点

- (1) 学校施設を地域住民等に開放する際、非開放部分に部外者が入らないよう施設面での措置を講じることが重要である。
- (2) 必要に応じて、開放部分と非開放部分の境界に相互に見通しのきくパイプシヤッターや扉を設置し、施錠できるようにすることも有効である。
- (3) 管理者を置かない場合の学校施設の開放に際しては、使用団体等への鍵の授受方法や保管方法等について検討し、万一紛失等があった場合の対応方法を明確にしておくことが望ましい。

2 複合施設の場合の留意点

- (1) 学校施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分、共用部分について、それらの領域を明確化するとともに、その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にしておくことが重要である。

(2) 防犯監視システムや通報システム等の導入に際しては、効果的かつ効率的な防犯対策とするため、学校施設及び複合化する施設の双方を総合的かつ全体的に計画することが望ましい。

3 通学路の安全性の確保

- (1) 児童の通学路については、周囲からの見通しの確保や、防犯灯、街路灯等の設置により夜間照度を確保することが重要である。
- (2) 地下道等の危険や不安の多い通学路については、警察等の関係機関や地域団体と連携し、地域の状況等に応じて、防犯ベル、防犯カメラ、警察に対する通報装置等を設置することも有効である。